

令和2年第1回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令和2年3月18日																																														
招 集 の 場 所	平群町議会議場																																														
開 会 （ 開 議 ）	3月18日午前9時0分宣告（第4日）																																														
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 岩 崎 真 滋</td> <td>2 番 長 良 俊 一</td> </tr> <tr> <td>3 番 山 本 隆 史</td> <td>4 番 井 戸 太 郎</td> </tr> <tr> <td>5 番 稲 月 敏 子</td> <td>6 番 植 田 い ず み</td> </tr> <tr> <td>7 番 山 口 昌 亮</td> <td>8 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>1 0 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>1 1 番 下 中 一 郎</td> <td>1 2 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一	3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																																		
1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一																																														
3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎																																														
5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み																																														
7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝																																														
9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子																																														
1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫																																														
欠 席 議 員	な し																																														
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>岡 弘 明</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 長</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 長</td> <td>川 西 貴 通</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>山 口 繁 雄</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>北 樋 口 政 弘</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>辰 巳 育 弘</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>西 岡 勝 三</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>都 市 建 設 課 長</td> <td>今 田 良 弘</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 総 務 課 長</td> <td>松 村 嘉 容</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>酒 井 智 志</td> </tr> <tr> <td>政 策 推 進 課 主 幹</td> <td>福 井 伸 幸</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 主 幹</td> <td>山 崎 孔 史</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 主 幹</td> <td>浅 井 利 育</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 主 幹</td> <td>原 益 代</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 主 幹</td> <td>藤 井 純 郎</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 主 幹</td> <td>乾 宏 美</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 主 幹</td> <td>岡 田 康 裕</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 主 幹</td> <td>川 端 康 嗣</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 主 幹</td> <td>井 上 嘉 久</td> </tr> </table>	町 長	西 脇 洋 貴	教 育 長	岡 弘 明	会 計 管 理 者	橋 本 雅 至	政 策 推 進 課 長	大 浦 孝 夫	総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通	税 務 課 長	山 口 繁 雄	住 民 生 活 課 長	北 樋 口 政 弘	健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘	福 祉 課 長	西 岡 勝 三	観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋	都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘	教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容	上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦	政 策 推 進 課 主 幹	酒 井 智 志	政 策 推 進 課 主 幹	福 井 伸 幸	総 務 防 災 課 主 幹	山 崎 孔 史	住 民 生 活 課 主 幹	浅 井 利 育	住 民 生 活 課 主 幹	原 益 代	健 康 保 険 課 主 幹	藤 井 純 郎	福 祉 課 主 幹	乾 宏 美	福 祉 課 主 幹	岡 田 康 裕	観 光 産 業 課 主 幹	川 端 康 嗣	観 光 産 業 課 主 幹	井 上 嘉 久
町 長	西 脇 洋 貴																																														
教 育 長	岡 弘 明																																														
会 計 管 理 者	橋 本 雅 至																																														
政 策 推 進 課 長	大 浦 孝 夫																																														
総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通																																														
税 務 課 長	山 口 繁 雄																																														
住 民 生 活 課 長	北 樋 口 政 弘																																														
健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘																																														
福 祉 課 長	西 岡 勝 三																																														
観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋																																														
都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘																																														
教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容																																														
上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦																																														
政 策 推 進 課 主 幹	酒 井 智 志																																														
政 策 推 進 課 主 幹	福 井 伸 幸																																														
総 務 防 災 課 主 幹	山 崎 孔 史																																														
住 民 生 活 課 主 幹	浅 井 利 育																																														
住 民 生 活 課 主 幹	原 益 代																																														
健 康 保 険 課 主 幹	藤 井 純 郎																																														
福 祉 課 主 幹	乾 宏 美																																														
福 祉 課 主 幹	岡 田 康 裕																																														
観 光 産 業 課 主 幹	川 端 康 嗣																																														
観 光 産 業 課 主 幹	井 上 嘉 久																																														

<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>都市建設課主幹 都市建設課主幹 教育委員会総務課主幹 上下水道課主幹</p>	<p>竹 吉 一 人 西 岡 亨 浦 井 久 嘉 定 井 康 人</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<p>議 会 事 務 局 長 主 幹 書 記</p>	<p>西 谷 英 輝 高 橋 恭 世 和 田 里 絵</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>	

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
6	5 番	稲月 敏子	<ol style="list-style-type: none"> 1 櫛原山間部におけるメガソーラー建設について 2 町内ウォーク、ハイクを快適に 3 平群町として「気候非常事態宣言」を
7	8 番	森田 勝	<ol style="list-style-type: none"> 1 死亡手続きの一元化を 2 「プリズムめぐり」をもっと利用すべきでは 3 もっと安全な町道に
8	1 2 番	馬本 隆夫	<ol style="list-style-type: none"> 1 安心、安全な町道管理を 2 中学生の部活動について 3 プロ人材職員の公募を 4 新領域水道ビジョンについて 5 子育て支援の推進について
9	1 1 番	下中 一郎	<ol style="list-style-type: none"> 1 さらなる官学連携を 2 南都銀行との連携協力について
1 0	2 番	長良 俊一	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育の充実について 2 特産物と P R 事業について 3 民生委員の活動及び地域の見守りの取り組みに ついて 4 空き家対策について 5 平群町にあった“働き方”への支援策について 6 令和 2 年度の予算編成について

令和 2 年 第 1 回 (3 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

令和 2 年 3 月 1 8 日 (水)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

皆さん、おはようございます。町長より、副町長が体調不良のため本日の本会議を欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和2年平群町議会第1回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

税務課長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。税務課長。

○税務課長

貴重なお時間をいただきまして申しわけございません。昨日の井戸議員さんからの一般質問の答弁の中で、御当地ナンバープレートの発足地が愛知県松山市と私、申し上げましたが、愛媛県松山市の誤りでございます。訂正しておわび申し上げます。どうも失礼しました。

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は10名の議員から提出されており、昨日に5名の議員の一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

まず、発言番号6番、議席番号5番、稲月君の質問を許可いたします。稲月君。

○5 番

皆さん、おはようございます。それでは稲月敏子、一般質問をさせていただきます。コロナウイルスの感染拡大に当たって非常に世の中、暗くなっています。この暗い雰囲気を一掃できるような、明るくて明快な御答弁をぜひいただきたいというふうに思っております。皆さんどうかよろしく願いをいたします。

3点にわたって通告をさせていただいております。順次、質問をさせていただきます。

まず1点目。櫛原山間部におけるメガソーラー建設についてです。山間地におけるメガソーラー建設計画について少なくない住民が災害誘発をするのでは

ないのか、自然環境の保全はどうなるのかななどの心配をされております。町に対して住民団体の方からも要望書も提出をされているところでございます。しかし、その回答は町としての責任をどう見ても回避をしているとしか受け取れない内容になっております。住民の安全、そして財産を守るという行政の仕事、この責任において住民の疑問や不安には真摯に応えるべきと考え、質問をさせていただきます。

まず1点目。全住民に対する業者説明会は12月の17日に1回実施をされましたが、行政として住民に対する説明は拒否をされております。本事業は48ヘクタールという広い面積に及び、平群町全面積のほぼ20%になると考えます。そういった林地開発であり、多くの住民が関心を持ち、また不安を持っています。開発地の下部には櫛原大字、また緑ヶ丘や椿台、若葉台、樫原、また西向、こういった住民が住んでおられます。世帯数では2,000世帯を超えます。平群町の約25%の世帯が居住をしておられると言っても過言ではありません。近年、全国で起こってきてまいります台風や豪雨による太陽光発電所の被害、また山間地での土砂災害、河川氾濫などにより、住民の林地開発やメガソーラー発電所建設に対する不安はより一層大きくなっております。このような住民の意向に沿い、町としての説明をするのが行政の責務であると考えますが、見解をお伺いをいたします。

2点目。事業者による説明会が昨年12月17日に行われました。この報告書は実施後、速やかに行政に提出されるようにと平群町の指導要綱にもございます。この報告書を住民は開示をしてほしいという請求をされております。しかしながら、それにもかかわらず開示を行政はしないというのはなぜなのかをお伺いをいたします。

三つ目。事業者と行政が交わした協定書、私たち町議会に対する説明は町議会全員協議会、昨年11月29日に行われましたこの会議において提示をされました。その中にございます。これについては今の時点、現在も有効な書面、文書となっているのかということをお伺いをさせていただきます。

それでは、大きく2点目です。平群町には気軽に低山歩きのできる山々がたくさんあります。大阪側からの峠越えや近鉄各駅出発のウォーキングルートなども作成をされ、愛好家も多く来訪されております。この方たちが安心して歩いてもらえる、平群はすてきなところだなあというふうに思ってもらえるように歩いていただけるような適切な場所に、まずトイレの設置は求められております。まず、できることをすぐにでも実現し、役立たせていくことが必要ではないかと考え、提案をさせていただきます。

小さく1点。町が管理をする公共施設のトイレを使ってもらえるように掲示

をする。これは使えるようにしてほしいということで提案を以前にも山田議長がされたというふうに記憶しております。

そして、2点目、町内自治会が運営する集会所、また、社寺、お寺や神社などで外部からも入れる、こういったトイレを持っておられるところも現在もあります。これを開放してもらえるように依頼をし、掲示をしてもらえるように、また、行政側のほうが掲示をするというような協力をお願いをしてはどうかという2点でございます。

それでは、大きく3点目、平群町として気候異常事態宣言をということをテーマにさせていただきました。日本国内でも世界でも記録的な高温、そしてまた、台風などの強大化、豪雨、大洪水、大規模な山火事、深刻化する干ばつなど気候変動の影響が大変ひどくなっております。被害者や死者数も増大をしております。これは地球的な規模での気候変動であり、極めて深刻な状況になってきていると言わざるを得ません。

昨年9月の国連気候行動サミットでの16歳のスウェーデンの環境活動家グレタさんです。この方は「人々は苦しみ、死にかけ、生態系全体が崩壊しかけている」と世界に訴えて大変大きな反響を呼びました。私たちもこの大きな問題に向き合って地球環境の危機を防ぐために、私たちの暮らしを守り、まず私たちの暮らしを守り、未来を担う子どもたちのために前に進んでいく行動を必ず起こしていかなければなりません。

今、世界で気候異常事態宣言を出して緊急行動を呼びかける自治体がふえています。国内でも昨年9月には長崎県の壱岐市を初め宣言をされ、また神奈川県や長野県では県を挙げての宣言もされています。近畿においても堺市で12月に宣言をされています。こういうことを踏まえて私たちにもできること、町としてもできること、一度には多くのことはできません。一つ一つしっかり計画を立て、考えていく。全住民にも訴えながら、行政としてもしっかりした方針を少しずつつくりながら考えていく。こんなことをぜひやってみようではありませんか。平群町でも一日も早い宣言をして、行動していくことを呼びかけたいと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

失礼いたします。稲月議員さんの1点目について御答弁させていただきます。

まず、一つ目の御質問について回答させていただきます。本事業は宅地造成規制法並びに森林法の許認可を受けて実施される事業であり、事業実績は48

ヘクターで、平群町の行政面積の約2%に当たります。令和元年11月1日にそれぞれ許可を受け、本年1月17日に工事着手届を県に提出されております。

続きましては、説明させていただきます。町として本事業について説明会を実施すべきとの御質問ですが、平群のメガソーラーを考える会から提出された要望書にも回答させていただいておりますが、行政はあくまで許認可や指導を行う立場であり、説明会については事業主体が行うべきであると回答しており、町といたしましては、あくまで中立公正な立場であると認識しております。住民説明会については、櫛原自治会と鳴川大字には既に説明会を実施され、地元自治会である櫛原自治会は本事業に対して異議なく同意する旨を表明されています。隣接する鳴川大字についても本事業を目的とした町道廃止についての同意を得ております。そして、全住民を対象とした住民説明会については、昨年12月に実施されており、今後、工事会社との契約の整理が完了次第、2回目の説明会を実施されるということを伺っております。

続きまして2点目ですね、2点目について御説明させていただきます。事業主からの報告書は、3月13日付で町に提出されました。したがって、今後、情報公開条例の手続に従って開示いただけます。

そして、3点目でございますが、協定書は現在も有効かということについてでございますが、協定書については現在も有効であると認識しております。

以上、御答弁にかえさせていただきます。

○議長

長
稲月君。

○5番

1点、すみません、訂正します。全面積の2%ということで今の答弁の中でおっしゃっていただいたわけで、これは間違いであるということで訂正をいたします。ごめんなさい、大きな間違いで。

それでは、再質問をさせていただきます。

1点目の町が説明をする責任はないということでおっしゃったというふうに思っておりますが、その点についてですけれども、確かに認可をする権限はないということは承知をしております。しかしながら、非常に住民の不安は今、大きいというものはっきりしております。今、傍聴に来られてる方々のお気持ちもぜひ酌み取っていただきたいというふうにも思います。

それと、協定書なるもの、一応業者として、こうこうこうこう、こういうことについては守ってほしいんやというふうに一定の基準をもって町としても業者と約束をされたという中身があるわけですね。その中身については住民

にきちんと説明をする。疑問があれば説明をするというね、そういうことはできるわけであり、それはやらなければならないことではないのかというふうに私は思います。

それとですね、この太陽光発電の事業を進めるに当たって、経産省、経済産業省ですね、そこが一定のガイドライン、事業計画策定ガイドラインですね、そういうものも出されていると思います。私も見せていただいているわけで、その中にはね、この近年起こってきている同じようなメガソーラー、大規模な太陽光発電所、この事業所における豪雨、それから台風、去年度もたくさん起こりました。その前の年も起こりました。これ、皆さんも御存じやというふうに思うんですね。こういう中で住民とのトラブルっていうのがたくさんあるわけですね。こういうことを懸念をして、新たなFIT法にも盛り込んでくれるわけですが、こういうことを極力避けていかなければならない。スムーズにエネルギーをつくっていく、こういう仕事をせなあかんのやということでのガイドラインをつくったわけですよ。この中にも行政、それぞれの自治体との話し合い、それから地域住民との真摯な話し合いっていうのは必要なやということで書かれてますし、説明をきちんとすべきやというふうに書かれてるわけですよ。そういったことも踏まえて、やっぱり、いくら法的に何も説明をする責任はないんやというふうなことを大上段に構えておっしゃるといのはもう到底納得できないというのが私の考えであります。そしてまた、多くの住民の皆さんのお考えであるということでは言わせていただきます。

それとですね、住民説明会の内容についてですか、これ、公開をするということ、3月18日付で公開をするというふうにおっしゃった、これ、間違いはないんですかね。これについては一定その方向で進めていただいたということで、昨年12月17日の業者による住民説明会の中身については全て公開がされるという、この開示が可能になったということですね、それはよかったというふうにまずは思います。

事業者の件ですね。2点目、協定書、この文書については今もそのまま生きているというふうな御回答いただいたというふうに認識をしておりますが、それで間違いはないんですかね。その点でちょっと非常に疑問を感じてる点が多々あるんで質問させていただきます。

まずですね、この協定書、私たちはこのいただいております全員協議会の資料でもって把握をしてるわけですが、まず、これの協定を結ばれた甲ですね、これは西脇町長。乙ですね。これは星野敦さんですね。生駒平群発電株式会社社長という、代表取締役として星野敦さんということで協定を結ばれています。この方の、乙の住所ですね。ここには福岡県福岡市博多区2丁目9番

38号3Fとなっております。これで間違いないのでしょうか。この次のページに、この前、私たち、いただいている全員協議会の資料のその次のページに同じ方が荒井正吾氏に、奈良県知事に対して宅地造成に関する工事の許可をしてほしいという申請をされ、許可通知書というのが印刷をされてるわけですね。ここの中にはね、造成主住所氏名っていうのは福岡県福岡市博多区榎田2丁目9番38号3Fとなっております。この榎田っていうところが、私、平群町と業者との協定書、この中にそれが抜けて入ってないんですが、違いがあるんですけども、これはどういうことなんかっていうのがまず1点。こういう間違っただけの住所で判こ押して、正式な協定書やと言われたって、そんなん信じられへんわって私どもは理解をしますが、その辺では本当にそれが生きたもの、生きた文書なのかっていうのを1点お答えいただきたい。

それとですね、この間、事業者というのが二転三転、変わってるということが私も住民の方たちも非常に不信感を持ってるとい点がございます。それはですね、一番最初は生駒平群発電所っていうことで私どもは聞いておりますし、文書にも書かれていました。その次に住民説明会、これが行われたわけですけども、その住民説明会の御案内文書。回覧で町内に回されましたけれども、この文書の中に生駒平群発電所という名前も併記をされて書いてるわけですけども、その中には株式会社インフラックスっていうのがまず出てまいりました。それでまた、その説明会の席で誰が説明をされたか言うたらインフラックスです。それとエバストリームですかね。そういった会社が説明をされてる。私どもにとっては、これがまず非常に不可解だったわけです。この辺わかってもらえますでしょうかね。

その次、まだあるんですけどね、私たち、私も一応世話人の中に名前を連ねさせてもらってるわけですけども、平群のメガソーラーを考える会ということで立ち上げられたこの住民団体、きょうも多くの方がお見えなんですけど、その住民団体が要望書を提出を町にもされ、県にもされ、そして事業者にもされたわけですね。この文書についてはもう既に行政のほうにもお届けをしていたというふうにするので、見てはると思うんですけども、ここに私たちが回答してくれということで提出をした先ですね。どこに宛て提出したかというたら、株式会社インフラックスですね。こういう会社に宛てて要望書を出したわけですけども回答がね、本来ならば、この会社が質問をされたんだから回答はその会社から質問をした主に回答するのが本来ですよ。それにもかかわらず、回答者は協栄ソーラーステーション合同会社とこういう名前で回答書が来たわけです。ここも非常にわからない。どういうふうになっているのかということが私どもにはわからない。何の説明もなく、どんどん変わって行って

る。まずここが不可解な点であります。

このような不可解な相手と、協定書についても元の生駒平群発電株式会社との協定を結んでいる。しかし、既に業者は移転してるのか何してるのか知らないけれども、回答してきた業者は変わっていると。せやのに協定書っていうのは以前のままで、それがそのまま生きてると。住所も間違ってるのにね。という回答があったということについては何とも理解しがたいし、大変不審です。もう住民にとっては本当に雲をつかむような感じで、さっぱりわからない。業者のことについても大変信頼できない。こんな業者がこういった大きな工事をされて、私たちが心配するような状況が、災害が起こる可能性をさらにつくっていくかもしれないのやという住民の思い、これは何としても許しがたいことであって容認できることではない。信頼できませんので、しっかり説明をしていただきたいということをお願いをします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

失礼します。それでは1点目ですね、町として説明すべきではということも含めて、責任がないのかということも含めての御説明をさせていただきます。

本事業は大きく宅造法と森林法の根拠法令に基づくもので、県許可である地方自治体として意見書は提出するが、審査から許可に至るまで奈良県であり、町には一切の権限は持ち合わせておりません。御質問いただいている土砂災害や河川氾濫の懸念については、県の宅造技術基準と大和川流域調整池技術基準に基づき審査されております。

そして、町が主体的に説明するのではなく、協議の場を設けるように調整するのが役割でございます。そして、それにつきましては防災や交通安全対策、そして環境衛生、個別の懸案事項につきましては別途、協定書で担保させていただいている次第でございます。

そして、災害の部分も含めて御心配のある部分につきましても御説明させていただきたいと思っております。

今回の西山麓線の西側の山林は特に法規制で当該事業が規制されている区域ではなく、町としても独自に規制している地区でもございません。そして、土砂災害警戒区域のイエロー、レッドにも入っておりません。事業の計画があれば法や規則、要綱に従って手順を経て、行政手続を進めてまいっております。あくまでも行政といたしましては中立公正の立場で行っております。

一方で、住民の生命、財産を守るのは自治体の責務でございます。町として懸念される内容につきましては別途協定書で担保させていただきまして、今後

も業者には要望していきたいと考えております。

そして、2点目ですね、協定書が有効かということでございますが、先ほど冒頭にも御説明させていただきましたが有効でございます。そして業者が転々と変わるじゃないかという御質問に対しても御答弁させていただきます。これにつきましてはインフラックスさんですね、インフラックスさんはこれはコンサルタントでございます、開発会社でございます。そして、協栄ソーラーステーション合同会社、これにつきましては事業継続の会社でございます、今現在ですね、協定書に基づいて変更の途中でございます。

以上でございます。

「住所は」の声あり

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

協定書の住所の誤りについての御指摘でございます。確かに博多区の後に「榎田」という文言が2文字抜けております。これについては無効ではないんですが、直ちに無効ということではございません。会社名、代表者名、それと押されている印鑑については、林地開発の申請時に押されている印鑑と同一のものでございます。「榎田」という2文字が抜けてることに関してはですね、今後ちょっと訂正等を行っていきたいと思います。これによって直ちに無効ということではございませんので、その点は御心配いただかなくても結構かと存じます。

○議長

稲月君。

○5番

住所の件についてはただの間違いやったということで今、観光産業課長のほうからおっしゃっていただいたわけですが、しかしながら大きな誤りですよ。そんな簡単に「ちょっと間違えてん」というふうなものではないというふうに認識をしております。公的な文書ですからね。そこはもっと慎重にしていかなければならないことですし、重みを感じてもらわなあかんというふうに思います。そのこの手続については私もよくわかりませんが、しっかりした手続をしていただいて、今後こういう間違いは絶対に起こしてもらったら困ることやし、慎重に取り扱ってほしいということをしつかり言わせていただきます。

それとですね、いろいろ言っていたいたわけ、ちょっと書きとめられへ

んかったのですが、いろいろな法令に基づいて申請をされて、それが認可をされているから間違いはないんやと、だから町としては何も説明することはないというふうにおっしゃってるわけですけどもね、私は何もそんな中身を事細かにね、行政が、平群町が工事をするんじゃないし、考えたわけではないんでね、事細かに住民が説明してほしいというふうなことは思ってるわけではない。業者にその辺は説明をしていただかなければならないというふうに思うわけですけどもね、でも、やっぱり大きく今、このような地球規模の問題で、豪雨の問題、あるわけですからね、その辺での考えなどについてはその見解ですね。やっぱり住民は、なぜ平群町が今こういうことがいいんやというふうに考えて、そういう意見書を出されて、県に意見書も提出をされたのかっていうのがもう全くわからないわけですよ。そこの理解が違うわけで、全く認識が今違ってきてるんやからね。そこのところは説明をしてほしい。町としてのこういった大規模開発に対しての責任を持って住民への説明会、説明をするという行為はそれは避けて通れないことではないか。しなければならないというふうに思うわけです。

内容については事業者との協議をするということで、協議内容をこれは変更するという事なんですか。それについては、この間の住民の疑問、そして業者との説明会などで出されてきている住民の皆さんの思い、願い、それと業者の考え。そこら辺もいろいろ食い違いがあったりとか、まだまだ業者が説明をしなければならないと本人たち、事業者自身がおっしゃってたわけですからね。この辺のことは盛り込みながら、もっとまともな協定書の中身にしていくということになるわけですか。協定書を変えるということを言明していただいたということで理解をしていいんですかね。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

まず、その部分ですね、継承されるということでございます。そしてですね、協定書にもうたってはおりますが、第8条に権利譲渡をする場合は、承継者としてこの部分の協定書の内容につきましては踏襲してですね、これからもこれの内容に従って行っていくということになっております。それは御理解賜りたいと思います。

そして、町としての説明すべきではないのかということですが、冒頭にも御説明をさせてもらったと思いますが、あくまでも町といたしましては、そういう財産とか命とかその辺も含めて守るのは町の責務だと考えております。その部分でですね、この協定書の部分で災害の部分に関しましても、いろ

いろな防災の部分に関しましてもですね、この協定書の中でうたっておりますので、そういったところでですね、もし問題があればですね、その辺はまた、事業者さんのほうには御要望というか、その辺はお話をしていきたいと考えておりますので、その辺、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議 長

稲月君。

○5 番

今の御答弁に対してですけれども、協定書の契約者の問題もまだちょっと続きで言いたいことがあるんですけどね、変わってきてるという問題も含めて、それと協定書の内容も検討するって先ほどおっしゃいましたよね。これは……。

「検討するなんて言うてへんやん」の声あり

○5 番

変更するというふうにおっしゃったね。

発言する者あり

○5 番

業者も言うたけど、今さっき北樋口さんはおっしゃったんですよ。それは私の空耳でしたかね。中身については、生駒平群、平群生駒、違う、どっちかわかれへん。どっちでもいいですけど、そこの株式会社と協定を結ばれたと。この中身については継承をしていくという手続を今後していくということでの御回答かな。けども、今その中身についても住民は変更をぜひしてもらわな困るというふうに言ってるわけであって、業者との説明会の中でもいろんな食い違いもあるし、わからないこと、説明不足も多々あったわけです。まずは資料不足。もう本当に紙切れ1枚。A4の紙の裏表の説明文書しか提出をしてこなかった業者ですよ。そんな中身で住民はいろんな心配をしてるわけで、これが払拭できるわけがないわけで、業者も必ず引き続きの説明会をするというふうにもおっしゃってましたしね。するというふうに私たちは理解をしますし、そこは行政のほうからもするように言ってもらわなあかんし、行政自身もこの協定書の中身でやっぱり住民に説明をし、意見も聞くということでのね、その説明会っていうのは必要じゃないですか。

それと、いいですかね、業者の何か事業、この協定書の中身についての事業

を継承をしていくということで言われてるわけです。確かにここの権利譲渡という項目がありますね。第8条、9条に権利譲渡ができると、協定を遵守する旨の書面を甲に提出させるものとするということで合意をされているわけで、この項目に従って権利譲渡をするということでおっしゃっていただいているというふうに思うんですけども、この業者ですね、私たちはこの間の二転三転をしてきたこと、全く説明がなかったから非常に心配をしたわけですよ。一体どうなってんのって。何かあるんちゃうのっていうような疑いもしますよね。

そこで、いろいろ私たち、会のほうのメンバーの方たちも調べはったわけですよ。その中で出てきたことを今ちょっと御紹介させていただきたい。この協栄ソーラーステーション合同会社っていうのはね、住所は東京都港区虎ノ門3丁目22番10の201号というふうになってるわけですね。この住所を調べてみますと、東武ハイライン芝虎ノ門というビルです。7階建てのマンションであるということがわかりました。この中の一室ですね。そこを借りて会社の住所に国税庁に法人として登録をされてるわけですよ。それをまだもう少し調べました。そうするとですね、令和2年3月11日現在で同じ住所に、この一室ですね、一室に何と1,096件、この会社が法人登録されてるわけです。おんなじ住所で法人登録してるという。そういうことが判明をしてきているわけです。そのうちの675社は今も継続して登録をされている。驚きました。

この一室でそんなに、今675ですか、机並べるのも無理ですよ。並べられないですよ。ということはですね、この名前だけここに登録をして、国税庁に登録してるわけです。ペーパーカンパニーって私も聞いたことはありますけども、実際そんなに遭遇したことなかったんでよくわからなかったんですけども、このうちの1社であるということがわかったわけです。このことは御存じでしたでしょうか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

まずですね、再質問にお答えします。

私も住民説明会、行った際に事業者さんのほうが協定書についてはですね、また、今後、変更を要請するときはまた行政にそういった形で御相談させていただくということで言っておられました、確かに。今のところ、その部分に関しましてはまだちょっとお伺いはしておりません。そしてまた、その部分でその辺は確認はさせていただきたいと思えます。

そしてですね、ペーパーカンパニー、何社も入っておられるという部分に関

しましては、ちょっと私どもでは把握はしておりませんでした。ただし、この部分で、先ほど申し上げましたけど、国税局にも登録されておられますし、しっかりした会社だというふうに認識しておりますし、その辺も含めてですね、そういった形できちっとされると思いますので、その辺はよろしく御理解をお願いしたいと思います。

○議 長

稲月君。

○5 番

今の最初の御発言ですね。協定については変更する場合は業者のほうから申し出るからということと言われたと。そのときには応じましょうというふうに行政は答えてるというふうなことで私は理解をしたんですけども、それっておかしいんじゃないんです。行政として今、住民のほうからもいろんな意見も出ています。行政の方たちも業者説明会にも出席をされております。正式ではなかったかもしれませんが。ただ参加者としての一員としての参加であったかもしれませんが。けども、報告書は届いてるわけですよ。それも開示できるようになったというふうにおっしゃってるから、これはもう公的な文書となったということでしょう。それを見た中でね、やっぱり改定せなあかんということは、業者として住民に責任を持って、こういう協定書に書きかえなあかんというのはね、みずから考えておられるはずですし、してもらわな困るわけですよ。だから、それは行政は業者待ちということではおかしいというふうにはっきり言わせていただきます。

そのためにもね、これは住民にその旨、この間、これまでも協定を結ばれた中身、それからここはこう変えていきたい、こういうふうにして心配な点については解消させていきたいという思いが行政にあるはずですしね。そのことについては、きちっとこのように協定書を変えたいと思ってるというふうなところを住民にやっぱり説明を行政としてする責任があるということを強く言わせていただきますが、この点はいかがですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

行政といたしましてはですね、基本的にこの協定書の内容の中で、以前にも御説明させてもらいましたが、ほとんどの内容につきまして、太陽光発電施設、そして道路、法定外公共物、そして交通環境対策等、防災、そして、いろいろなさまざまな点でですね、協定書の中身の中でうたっております。基本的には、私ども行政としてはその中身の中で調整して、やっていけるとは思っております。

す。前回ですね、住民説明会のときに事業者さんがその辺の部分でいろいろな御質問いただきました。そういった部分でされてたと思います。私も聞いてましてんけど。その中でその部分についてはということのお話やったと思うんで、また、その辺はまた細部にわたって今後検討させてもらってですね、させてい
ただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長

稲月君。

○5 番

何度も言わしてもらいます。だから、その中身についてどこを変えるんか、
どのようにしていきたいのか、はっきりさせてもらって、それは住民に説明し
てもらわな困ります。住民説明会をやってください。今の時期、コロナの感染
拡大があるんで大きな場所というふうにはならないかもしれないけれども、
その時期については、また御検討いただいたらいいわけで。いろんな形で住民
への説明というのは必ずやってほしいというふうに思います。

町長はその点いかがですか、どのようにお考えですか。していただくという
ことで、私たちは言いたいんですが、どうでしょうか。

○議 長

西脇町長。

○町 長

それでは、稲月議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほど冒頭言われましたように、経済産業省では太陽光発電に対するガイド
ラインというのはつくっておるんですけれども、現在メガソーラー自体に対す
る規制というのは、それに対する法律というのは特になく、先ほど言いました
ように個別の法律で対応されてるということで、今回でしたら奈良県によりま
す林地開発及び宅地造成法の許可というような形でやっております。奈良県に
おいても、開発に伴う影響については技術的専門的な判断を行うため奈良県森
林審議会でも意見聴取をされ、技術基準が満たされているという立場から許可
をされているというふうに聞いております。

あくまでも町としては、要綱をつくっておるんですけれども、それ自体に対
する規制というのは上位法がある以上、それ以上を超える効力のあるものはな
かなかつukれないということで、一番いいのはもう県、国とかの上位法で規制
をしていただくというのが一番実効性があるのかなというふうに思っておりま
す。それと町としては、事業の計画があれば規制、規則や法律に従って手順を
進めていくものであり、あくまでも町といたしましては中立公正な立場で行っ

ております。

そして住民の皆様が自然環境や災害の発生について本当に御心配をいただいております。このことについては十分わかっております。これに対しましては、とりあえず1回目は12月17日ですかね、事業者も説明会を開催されてます。今度は事業者に報告書もいただいております。2回目の開催をするというようなことも言うておられますので、これについては住民に対してきちっと説明責任を果たしていただくようにということで、それについてはきちっと要請をしていきたいと思っております。

○議 長

稲月君。

○5 番

今、町長のほうからの御答弁をいただいたわけですが、法整備がきちっとされていない、そのことについてはまた意見書も出ささせていただきたいなというふうに私、思っております。提出をしているところではありますが、それはもう根本的に問題があるわけです。だけどもね、この町に、私たちの住んでるこの平群の敷地内に大きな面積をとって、それもいろいろ心配が予想される、何遍も言うてるからもう耳にたこができてると思いますが、やろうとしてるわけですね。それに対しての見解。もうとにかく県に判断してもうたらそんでええわというわけではないはずやし、町としての見解が必ずあるはずやし、私たちを守ってもらわなあかんねんからね。ちゃんとしたものを住民に説明してほしいし、どういう理由でそういう意見書を出して「いいよ」というて言うたんかっていうのも言ってほしい。

それに、協定書については町が、町長と相手さんの業者が結ばれた中身ですよ。いろいろ細かく書いてますよね、後々のことも含めてね。非常に曖昧な文章ですけども書かれてるわけですから、そのことについての説明は必ずできるはずやし、せなあかん。それを書いて、結んだんやからね。責任はあるわけですからね。そのことについて住民に必ず説明してほしいというのを思います。

それと、すみません、もう1点の業者の関係ですけどもね、こういった、さっき言いましたように、ペーパーカンパニーであるということがはっきりしてるわけですね、これね。正式な文書の中から引っ張り出してきてるから、きちっと登記もされてるから立派な会社やろというふうな御返答も北樋口課長のほうからもおっしゃっていただいたわけですけど、私たちはそんな立派な会社で責任持ってもらえるなんて、とてもやないけどこの今の状況では思いませんわ。非常に不安。ますます不安が募ってきたというのが現状ですよ。

ほな何か起こったときどうするんですか。こんなね、そら、これを管理する会社をまたつくらはると思うんです。そこへ電話せえということになるんやろうと思うんですけど、最終責任は事業者が責任持たなあかんとガイドラインにもはっきり書いてますわ。

だから、こういったことが信頼できないという事実が判明してる。そこも含めて非常に住民は心配してるんやから、町は責任ある会社やと今おっしゃってるから、その責任あるということで信頼してはんねんから、その信頼してることも含めて住民に説明してくださいよ。住民説明会、名前は住民説明会という名前であろうが何であろうが、行政が責任を持って住民の何がしに必ず説明をするということで約束をしてほしいと思いますけど、いかがですか。

○議 長

町長。

○町 長

確かに住民の皆様が本当に心配されてるのは十分わかっております。会社についてはもうきちっと、これはもう登記されてる会社という形で、行政についてはその辺については関与することはないというのは思っております。そして住民の不安を払拭するように、業者にきちっと説明責任を果たすようにというような形できちっと要請をしてまいりたいと思っております。

○議 長

稲月君。

○5 番

業者に責任を持って説明をさせるから安心しろというふうな御答弁やったかというふうに思いますが、私たちは決してそんなふうには思っておりません。業者は業者できちっと説明会を持ってもらい、私どもの意見も言わしてもらおうと、していきたいと。それはそれで、それはしてもらおうように行政のほうから言ってもらおうってこの1点はね。町も責任を持って行政の説明会なるものを作ってほしいということで、これは何遍やりとりしても前に、今のところは一致しない。

○議 長

静かにしてください。傍聴席、静かにお願いいたします。

○5 番

今のところ私は譲ってませんよ。行政が責任を持って住民に絶対説明をしてもらいたい。いろんな問題出てきてるわけですからね。いくら信頼をした業者やと町は思っはるか知らんけども、住民としてはそうは思えないことなんかもまたふえたわけで、膨れ上がったわけやね、これ不信が。こんな中でね、や

っぱり説明してもらわへんと納得は絶対できないということを言明をさせていただいて、今回については私の質問はこれで終わります。

○議長

2項目めに。稲月君。2項目めに行っているんですか。

○5番

はい。すみません、失礼しました。1問目はこれで結構です。2問目に行ってください。

○議長

それでは、2項目めの答弁に入ります。観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、町内のウォークとかハイキングの際の公共施設のトイレ使用と、その他の施設のトイレ使用について御質問いただきました。答弁させていただきます。

まず、公共施設のトイレの利用につきましては、平群ハイキングマップには公共施設等の使用可能なトイレの位置を明示しておりますので、これを参考にされ御利用いただけたら結構かと存じます。既に公共施設につきましては、これまでもハイキングされてる方についてはですね、かなり利用を既にされております。今申し上げました平群ハイキングマップっていう、こういったものを、通常ハイキングされる方はまず最初に手にとられて利用されてます。この中に公共施設で利用できるようなトイレについては、この地図の中に明示しております。そういったことで既に御利用もされてるということで、お答えさせていただきます。

それとですね、御質問ありました町内の自治会とか集会所、寺社等でのトイレを開放するというお話ですが、観光ボランティアガイドの平成30年度の実績では団体で参加のウォークを年間で約75回実施されております。2,535人の参加があったということでお聞きしております。このようにあらかじめ団体受け付けしたウォークの際はお寺、神社、自治会集会所などのトイレについて、それぞれ施設の代表の方、責任者の方をお願いされて既に利用をされております。例としましては、榎原の御櫛神社、福貴、白山神社、福貴畑、杵築神社、椿井、常念寺、越木塚、消渴神社、下垣内集会所などとなっております。また、このような施設を借りられた際は、ボランティアガイドの方が清掃等をされているとのことです。

また、観光ボランティアガイドに事前に予約をされた団体ではなくて個人でハイキングされている方のために、お寺や神社、集会所を常態的に開放しておくことは管理上困難と思われませんが、もう既に常時トイレを開放されてる施設

もごさいます。そういった施設の中でトイレの位置等、案内看板などの掲示について、その施設のほうで御承諾いただける場合は看板等の設置については検討していきたいと存じます。

以上です。

○議 長

稲月君。

○5 番

ありがとうございます。ハイキングマップ、それから駅に地図が、大きな見やすいものが張ってあるっていうのは私も承知をさせていただいております。しかし、公共施設、ここ使っているよというような表示、トイレありますよっていうのはされてないところもあるような気がするんですが。それは表示してもらえんやけど、マップ持ってる人はいいんですけど大阪側から上がってきはる人、初めて上がってきはる人もおるやろうし、そんなマップ持たずに上がってくる人もたくさんいらっしゃるんでね、その辺の公共施設の表示はしていただきたい。

これ、前に山田議長のほうからもおっしゃっていただいて、こういうことが使えるようになったっていうのも記憶してるんですけども、よりよくしていくためにはそういう表示が必要ではないかというふうに思いますし、総合スポーツセンターの外のトイレについて、鍵閉まっていますね、平日、使われてないときについてはね。あそこ、やっぱりあけてほしい。私も何回か使わせてもらおうと行ったけど、鍵がかかって入れないっていうね。やっぱり中まで行くの、大分距離もありますし大変、靴も脱がなあかんとかね。やっぱりそんな不便もありますのでね、やっぱり、ここはいろんなところでトイレが使えていいなあって思えるような印象をね、やっぱり平群っていいところやなって思ってもらえるような印象を皆さんに持って、帰っていただきたいというふうに思いますので、その辺のことは検討してほしいなというふうに思います。

それと今、民間というんか、自治会とか寺社ですね、そういうところについても使っていただいていいというふうにおっしゃっていただいているところ、これなんかでも看板つけてもいいよっていうふうに了解をとって、つけていいって言うてくれてはるところについては検討したいというふうにおっしゃっていただいているので、ぜひそれは前向きに進めていただきたいなというふうに思います。そういうことを実施していただくということで非常にうれしいなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。これで結構です。

○議 長

3問目に行っていていいですか。

○ 5 番

はい、お願いします。

○ 議 長

それじゃ、3項目めの答弁に入ります。住民生活課長。

○ 住民生活課長

稲月議員さんの3点目の御質問にお答えさせていただきます。

この宣言は、全国で15都府県、33市、1特別区、20町、7村が2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを表明しております。表明をする際は、温室効果ガス排出量ゼロ社会の実現に向けて公共施設の電力を再生可能エネルギーで賄うこと、未利用バイオマスエネルギーの活用、森林整備による吸収率の向上、そして次世代モビリティの導入などの対策事業が伴います。大変、稲月議員さんから貴重な御意見を承りましたので、今後、平群町におきましても気候非常事態宣言を行っていくのかも含めまして、どのような取り組みができるのか、調査研究をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○ 議 長

稲月君。

○ 5 番

私は今すぐしてくださいというふうに御提案をさせてもらったわけではないんです。今後検討していく、これは行政のみならずね、やっぱり全住民にもかかわる努力せないかん問題もたくさんありますし、行政も取り組んでもらわなあかんことたくさんあると思うんで。けども、一遍にはでけへんのでね、どれぐらいか計画も立てながらやっていかなあかん問題。けども非常に重大な問題やと思いますよね。そら島がなくなっていく、山が解けて、高山がね、どんどん氷河が解け出してきてるっていうのはっきりしてきてるわけですからね。どうなっていくか、このままほっとくわけにはいかへんということでみんなが考えていかなあかんことということで、やってほしい。

自然エネルギーへの転換、私も先ほどの質問で太陽光あかんと言うたわけではないんですよ。太陽光発電が一切だめだなんて一言も言ってませんからね。必要なところで、非常に環境的に言っても何の問題もない、やっぱり、つけたらいいと思うところについてはどンドンつけていくということも必要です。それから、小水力発電、これについても平群は川もありますし、いろんな、今、この前もちらっと発言、予算審議の中で何かわけのわからんこと言ったみたいに皆さんには捉えられたみたいでしたけど、小水力発電のことなんかも含めて検討してないのかっていうようなことを言ったわけですけれども、お金かけず

に業者が、ダイキンの子会社ですかね、そこらが今、水道管の中で発電できるような小水力、研究をして、実際やってるところがあるんですよね。お近くでは香芝が来年から実際発電できるというようなことになってるっていうふうな。詳しくは知りませんので責任持ったことは言えませんが、研究するのに値する中身じゃないかな。こういったこともどんどん進めていけばいいわけで、もっといろんな住民の知恵もお借りしながらね、エネルギーの転換も推進すべきやというふうに思います。

個々人でもいろいろ皆さんされてます。燃やすごみを減らすための工夫とか、それぞれ個人でもたくさんされてますし、そこをまとめて、今度は行政が責任持って取り組んでいくということも大きな事業の根幹でもありますよね。こんなこともやってかなあかんし、そこらを奨励するようなことも考えてもらわなあかんというふうに思っております。だから、一つ一つ前向きに、この宣言が早くにできるように。かっこいいじゃないですか。大変やけど、仕事としては中身は。けども、そういったことをいち早くやっぱり取り組むという姿勢を持ってほしいと思って質問させていただいてますので、これについては順次、これから積極的な御検討をいただくということで結構ですので、これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長

それでは、稲月君の一般質問をこれで終わります。

10時25分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時09分)

再 開 (午前10時25分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号7番、議席番号8番、森田君の質問を許可いたします。森田君。

○8番

皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告どおり質問いたします。

今回は、死亡手続の一元化、ワンストップ化、プリズムへぐりの利用促進、安全な町道の3点を質問いたします。町長初め職員の皆様には質問に真摯に向

かい合っただくことを冒頭お願いしまして、順次質問に入ります。

1点目は、死亡手続の一元化、ワンストップ化についてであります。大切な家族を亡くしたばかりの深い悲しみの遺族にとっては死亡時の手続は煩わしいものであります。平群町の手続のほかに、法務局、生命保険、金融機関などの手続が必要となり、個人によっては必要な手続が異なるわけであります。最近では高齢化の進展により配偶者が高齢となる場合や、家族構成や家族形態の変化により親族が遠方になる場合や疎遠になる場合がふえており、遺族が行う死亡手続が複雑で時間を要するようであります。

平群町では死亡時の手続は、死亡届は住民生活課、国保は健康保険課、介護保険・高齢者医療保険は福祉課と各課を回って手続を行う必要があるようであります。遺族の負担が大きいことから、早急に死亡手続の一元化、ワンストップ化を行うべきではないでしょうか。また、町以外の手続についても遺族へのアドバイス等、住民への行政サービス、利便性の向上を図るべきではないでしょうか、お尋ねします。最近、「お悔やみコーナー」を設置するなど死亡手続の一元化、ワンストップ化を行っている自治体もふえており、県下では奈良市が実施しているようであります。

2点目は、プリズムへぐりの利用促進についてであります。プリズムへぐりは、町保健福祉センターの設置条例及び管理に関する条例施行規則で使用目的が定められております。町の資料によりますと敷地面積が7,400平米で、建物は鉄筋コンクリート2階建て、延べ3,051平米、駐車場67台、うち身障者用が2台、駐輪場が36台で、平成11年4月に開所したようで、管理ゾーン、福祉ゾーン、健康ゾーンの複合施設で、管理ゾーンの一部と福祉ゾーンの一部を社会福祉協議会、社協が539平米使っていることになっており、来年度の予算書によりますと、プリズムへぐりの管理費は、燃料費で1万2,000円、光熱水費で748万円、警備保障などの委託料が346万円、機械器具使用料77万8,000円となっており、ランニングコストは約1,200万円となっており、それ以外に土地借上料が221万4,000円が歳出計上されております。ランニングコストが約1,200万かかっております。

歳入では、プリズムへぐりの使用料収入で100万円が計上されております。しかし、新しくできた総合文化センターの使用料見込みは約200万円、また、平成30年度の決算の人権交流センターの使用料収入が約16万となっており、建物の規模からして使用料収入が少ないのではないのでしょうか。プリズムへぐりは保健、福祉といった縛りがあるにしても、もっと利用すべき、もっと使うべきではないかと思えます。そこで、条例で利用料を設定しております研修室、会議室、保健指導室、視聴覚録音室の有料、無料ごとの使用状況、それ

と、各室の使用料収入は幾らになっておりますか。お尋ねします。

なお、社協、社会福祉協議会は自治体ごとに住民や地域の関係機関によって組織された、地域福祉を推進を図ることを目的とする公共性、公益性の高い民間の福祉団体となっておりますが、社協のデイサービス事業は民間でもやっております、社協の目的に合致するか、私はいささか疑問に思います。社協は町に使用料を払っていないと思っておりましたが、さきの予算審議で207万2,242円払っていることが明らかになりましたことで、再質問の内容から質問をスタートさせていただきます。そこで、町が払っております使用料207万2,240円とお聞きしておりますが、そのブレークダウンしたといえますか、積算根拠をお示してください。また、大空の家も約20万円町に払っているようですが、わかれば積算根拠をお示してください。あわせて、ほかの自治体でも平群町と同様に社協がデイサービス事業がやっているのかお尋ねします。

3点目はもっと安全な町道についてであります。町内を回ると町道の路面のくぼみ、わだち、剥がれが、また路肩、側溝、溝ぶた、歩道のでこぼこ等の傷みが著しく、また停止線、センターライン、横断歩道などの路面標示が消えているところも見受けられます。予算がつかない、お金がないにしても危険極まりない町道になっているのではないのでしょうか。町は毎月、職員が町道を点検しているとお聞きしておりますが、町職員はどのような点検を行い、その点検結果を道路の維持管理にどのように反映しているのか、お尋ねします。

それと、議会ごとに車両事故などについて、和解及び損害賠償の専決処分 of 報告を受けておりますが、また今議会でも樺井で町のパッカー車が民家の外構壁に接触して損害を与えたと報告を受けました。過去には平群町では、排水管が陥没したところに住民が落ちたとか、信貴畑で道路の側溝のグレーチングがはねて車を傷めたことがありましたが、ここ数年、町道等の町の構造物によって起因する事故があったのか、お尋ねします。

以上3点です。町長初め職員の皆さんには、議論を深めるため簡潔明瞭に、簡潔明瞭に答弁をお願いいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

失礼いたします。森田議員さんの1点目についてお答えいたします。

死亡届出後の処理は住民生活課戸籍係にて住民票の消除から始まり、各担当課、環境係、福祉課、税務課、健康保険課、教育委員会総務課へ通知をします。戸籍関係につきましては、本籍が平群町ではない場合は本籍地の役所へ通知します。当町では住民の方が死亡後の手続について住民生活課に尋ねてこられた

際、現状、環境の係から順に、福祉課、税務課、健康保険課、必要に応じて教育委員会総務課、上下水道課への御案内をさせていただいております。また、高齢の方やお体が不自由な方につきましては、担当課に連絡をとり、今も住民生活課まで担当職員が来て対応をさせていただいているところでございます。

また、町以外の手続についてでございますが、住民の方々によりましては、さまざまな手続がございまして、一概にこちらのほうで説明ができない部分がございます。できるだけ用途をお聞きしてですね、関係機関の連絡先等をお伝えして、そちらのほうにお尋ねいただきますようお願いしております。

そして御質問をいただいております。貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。死亡手続の一元化、ワンストップ化につきましては、住民サービスの向上として大事なことと行政も認識しております。現在の役場内でのお悔やみコーナー等の設置スペースがなく、対応する職員の常時確保が難しいため、現時点では厳しいと考えております。今後も住民の方の立場に立ち、親切丁寧な窓口対応を心がけてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長

森田君。

○8番

ありがとうございます。私が質問した内容のことについてですね、住民の方からそういう要望が出ておりませんか。私のほうにはですね、複雑で困ったというような相談を受けておりますが、今、課長のお話を聞きますと人がおらないからということなんですけども、私は早急に実施すべきじゃないかと思っております。

それとですね、私も死亡届の届け人の順位があることが初めて知りました。やみくもに届けができないということを知りましたが、今できないということなんですけど、そんな難しいことを私、要望してないんで。これ、奈良市の手続なんです。コーナーをつくるとかじゃなくて一元化してほしいということなんです。これ、奈良市の手続見たらですね、奈良市以外の手続の方法、どんな手続をなさいますとか書いております。私はやるべきだと思うんですけども、なぜできないのかもう一度お答えください。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

失礼します。奈良市のほうは私どもも聞いております。そして、あちらのほうは3名、常時職員を対応してですね、一応予約制という形になっておるみた

いです。ほんで、内容をお伺いしましたら、基本的に先ほどお答えしました、私どもの窓口の者がお答えしているような内容を御説明させてもらってるということでございます。

そして、確かに森田議員さんおっしゃった、お悔やみのそういう、どういうことをしたらいいのかという部分に関してはおつくりになっておられます。それにつきましてはですね、今後、当町も各原課にですね、どういうことがあるかっていうことも含めてですね、今、取りまとめて御依頼を今後する予定でございます。そして基本的に、先ほども述べさせていただきましたが、今の町の財政も含めて場所的な部分も含めてですね、なかなかそういう部分で人事のそういう確保も含めて、なかなか今の現状では厳しいと考えております。

以上でございます。

○議長

要望来てないのか。要望。住民生活課長。

○住民生活課長

すみません。基本的に住民さんからそういったことに関して、どないかしてくれないかということは、私どもでは今のところお聞きはしたことはございません。

○議長

森田君。

○8番

わかりました。住民の方からそういう要望は来てないというですね。私は小さな声もやっぱり耳を傾ける必要があると思うんで、私のほうは届いてますので。それとですね、今、担当職員を張りつけるとか、お悔やみコーナーを設置してくれとは言っていないんですよ。手続を簡素化するために、まずやらなあかんことは先ほども言いましたように、冊子の制作。それとですね、機械化かなと思うんですよ。先ほど申しました死亡手続は住民生活課、国保は健康保険課ですね。あと介護保険は福祉課ということでまたがってるんですね。同じ書類を書かないといけないんです。死亡者の名前とか書くところは一緒なんで、これは冊子のつくるのとあわせて電子化をしないとけない。そうすることによって住民の負担も軽減されて、職員の負担も軽減されるんですけど、もう一度それのことで、冊子、少しは検討してもいいような話なんですけどね、私は職員がおらないという話聞きましたけど、観光産業課が前年度に比べて3人ほど減ってるんですよ。政策推進課も私は資料で見ても減ってるんですよ。だから仕事をうまく割り振るとか、思い切った見直しで、私は実現できるんじゃないかなと思うんですけども、もう一度お答えいただけませんか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

電子化のそういうお話も含めてですね、私は直接担当ではございませんが、過去にそういったプライバシーというか個人情報の取り扱いの部分がございまして、今現在では各原課の担当ごとにその権限を与えております。そやから、今現在平群町の役場の職員で住民生活課の者が、全てのそういう情報を見ることができません。そういった部分も含めて個人情報、いろんな情報もございまして、そういった部分も含めてですね、今の時点ではそういった形では厳しいと考えております。

そして、先ほどおっしゃっていただいた、さっきも言うたかもわかりませんが、そういう説明書ですね。その部分につきましては今後各課にもその辺を確認させていただいて、早急にまたつくっていきたくて考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議 長

森田君。

○8 番

今ね、各課に情報が、個人情報というんですが、ほかのところでやってるんですよ。やらないことじゃなくてやるほうの方向で私は検討していただきたいと。平群町でも年間100人ぐらいお亡くなりになってるんじゃないかなと思うんですけどもね。

「200人」の声あり

○8 番

200人ですかね。だから、それだけ亡くなってる人に対する遺族の手続きがですね、遠方の方もいらっしゃいます。遠方からまた何回も来るということも避けていただきたいというふうに思いますし、町長、ぜひとも組織の枠を超えて検討していただけないでしょうか。

○議 長

西脇町長。

○町 長

それでは、森田議員の質問にお答えをさせていただきます。

電子化というような形で提案をいただいたんですけども、確かに窓口の来られたときの申請書のときにワンストップ化というような形で、全てで書けばあ

との申請書が自動で出てくるとかというようなことも他の自治体ではやっておられるところがあります。これにつきましては、今、住民生活課長が申し上げましたが、個人情報の関係、またシステムというのは今使ってるのは全部会社が違うシステムがありますので、そのシステム統合するとなれば、また経費等もかかっておりますので、そのことについても今後の検討課題とさせていただきたいと思います。そして、また利便性につきましては冊子をつくるなりの、というようなことは検討してまいりたいと考えます。

○議 長

森田君。

○ 8 番

冊子は前向きに検討いただくと。電子化についてはちょっと時間は、お金もないし、検討するのもかなり難しいんじゃないかなというお話なんですけどね、これね、国の内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室がつくった冊子なんですよ。「死亡・相続ワンストップサービスの実現に向けた方策」ですよ、これ。これ、取りまとめとるんですよ、国も。国もこういうことを進めようとしてるわけなんです。目的がちょっと違うと思うんですけども、国のほうは税金のとか相続税の問題とかそういうことも主眼してるんじゃないかと思うんですけども。ぜひとも検討していただくことをお願いしまして、この質問はこれで結構です。

○議 長

それでは、2項目めの答弁に入ります。健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、森田議員2点目のプリズムへぐりの利用状況について御回答いたします。

平成30年度のプリズムへぐり使用料につきましては89万3,850円で、各部屋の利用状況につきましては、有料利用で研修室223回、521時間、24万9,350円、保健指導室332回、788時間、27万5,800円、会議室207回、604時間、23万5,600円、栄養指導室19回、69時間、7万5,900円、視聴覚録音室40回、104時間、5万7,200円、延べ821回、2,086時間利用していただき、無料（ボランティア利用分）では、研修室17回、75時間、保健指導室34回、106時間、会議室32回、133時間、栄養指導室1回、6時間、視聴覚録音室166回、473時間、延べ250回、793時間利用していただいております。

また、プリズムへぐりにおきましては、平群町社会福祉協議会事務所デイサービス部門、大空の家プリズムへぐり喫茶コーナーが庁舎を使用しており、議

員お述べのとおり、総務費使用料、庁舎等使用料といたしまして、平成30年度より、社会福祉協議会より207万2,242円、大空の家より20万2,306円を使用料としていただいております。

積算といたしまして、参考建物評価額、平米単価7万7,728円掛ける使用面積、駐車場部分につきましては近傍宅地並み評価額、平米単価2万5,341円掛ける使用面積の金額のそれぞれ2%を使用料の基準として、それに光熱水費についても後日清算として、行政財産使用の積算をしております。

社会福祉協議会の事務所といたしましては、115.54平方メートル、デイサービス部門として424.35平方メートル、駐車場が168平方メートルでございます。大空の家の喫茶コーナーにつきましては、44平方メートル、駐車場が10.5平方メートル、自販機が2台ということでございます。

次に、デイサービス事業を他の自治体でも平群町と同様に社協が実施しているかの御質問でございますが、今年度、奈良県内で3市2町9村で実施されております。平群町のほか、近隣では生駒市がされております。

以上でございます。

○議長

森田君。

○8番

使用料の使用の多い少ないは分かれるところでございますがですね、私は見た範囲でほとんど使っていないところ、特に2階がですね、1階は使っておると思うんですよね。これ、平群町の社協の図面なんですけどね、このピンクのところは社協が使ってるんですよ。事務所もここをね。2階は会議室と視聴覚録音室とかってなってるんですよね。私、健康フェスタで行ったときは、大体一回り、社協のデイサービス使ってる所以外は回るんですよね。私ね、これ、町長ね、私がこの質問をしましたのは一般の私の知り合いがですね、使わせてくれと、社協の部屋を。そうすると、使用目的が決まっているので断られたと。当然条例でそういう縛りがあるから当然だと思うんですけどね。町長ね、これはやっぱりね、先ほど予算審議でもですね、総合文化センターの部屋が少ないというお話も出ておりますし、包括支援センターいうんですが、今、名前変わってふれあいセンターですかね、名前変わってると思うんですが、そこで「おかえり食堂」も、そこは厨房室がないのでカセットコンロでやっておられるというお話を聞いておりますが、それが枠を外して、やはりもう少し総合的に考えていただけないでしょうかと思うんですよね。その点もう一度お答えをいただきたいと。

それとですね、プリズム、社協のデイサービス部門ですけども、これですね、

ランニングコストは1,300万ぐらいかかっているんですよ。ちょっと安過ぎるんじゃないかなと思うんですよ。もう一度そういうことをやはり考えていただかないといけないんじゃないかと。ほかの市町村で生駒やっっているけども、お隣の三郷とか、今の話であれば斑鳩はやってないような感じに受けたんですけども、その辺は間違いないでしょうか。もう一度お答えいただけませんかでしょうか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

一つ目は使用の目的ですね。プリズム、当然、議員お述べのように、住民の福祉及び健康保持、増進を図る目的ということの保健福祉活動拠点としてのプリズムでございます。それで、プリズムで今、利用している、今の貸し館業務以外に町の保健事業をメインに、また福祉の面についても多種多様に使っております。その関係で各部屋の稼働率につきましてもですね、結構、今、貸し館業務よりも町で主催している業務等がたくさんありまして稼働率も高いような状況でございます。その辺で、やっぱり健康づくりのほうを重点として考えるという施設でございますので、その辺についてはなかなか難しいかなというふうには考えております。

以上です。

発言する者あり

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

すみません、ランニングコストに関しての社協さんの部分でございますけども、これにつきましては、行政財産の使用料ということで、申しわけないんですけど、うちのほうで契約してるんじゃないなくて町のほうで積算をされてるんでございます。その辺でちょっと私どもではこの契約書しか持ってないもので、申しわけございません。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の御質問をお答えさせていただきます。

全般的なことということで、行政財産、特にプリズムへぐり、庁舎となって

ございますので庁舎の使用料ということで、使用料という形で徴収はまず、いたしております。ほんで、基準なんですけども、先ほど担当課長、答弁申し上げた数字なんですけども、参考の建物評価ということで、それぞれの建物の評価額というのを算出をいたしまして、そこから2%という数字、そこから、それぞれ社会福祉協議会さんのほうがいわゆる占用されておられる面積をそこからまず計算をいたしまして、それに単価を掛ける、ほんで評価額掛ける占用面積掛ける2%ということで。

この2%につきましては平群町の行政財産の使用料条例というのがございます。いわゆる条例事項でございます。そこで2%という料率がうたわれておりますので、それを乗じて使用料という形で徴収をさせていただいております。繰り返しになりますけども、社協部分、また、大空の家の部分ということで、平成30年度の決算で227万4,000円の収入ということで見込んでおります。これを上げるということになりましたら全般的な行政財産の使用料の見直しということで、評価ももちろんなんですけども、その料率という部分で2%がよいのかどうか、これが昨今の社会情勢に見合ってるような率なのかということで、そこはちょっと、ある意味、負担の部分でございますが、見直すべき必要があるのであれば検討はしたいなというふうに考えております。

○議長

森田君。

○8番

答弁をいただいておりますけども、お隣の三郷町でも斑鳩町でも社協がこのような事業をやっているのかお尋ねしたんですけども、その答弁がいただけてないと思うんですけども。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

デイサービスについて社協の目的に合致してるかっていうことのお問い合わせだと思います。デイサービス事業につきましては、もともと平成8年ごろ、平群町から事業委託受けて、それが始まりと聞いております。その後、平成12年度からは介護保険法に基づく事業として、引き続き社協の目的を達成するための独自事業として地域福祉の増進に寄与していただいております。それで社会福祉協議会の定款でも目的を達成するための事業として老人デイサービス事業の経営と定められておりますので、社協の目的にも合致していると考えております。

以上でございます。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

近隣の状況でございます。先ほど生駒市と言いましたが、それ以外に奈良市、葛城市、三宅町、山添村、曾爾村、明日香村、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村で実施をされております。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○8 番

そうするとですね、社協がやっていることはよくわかりました。これ私、思うんですけどね、デイサービス事業は収益事業だと思うんですよ。収益事業だと思うんですよ。先ほど使用料については町の条例ですけどね、これランニングコスト1,300万かかっているんです。プラス土地の使用料がかかっているんですよ。ほとんどがここの、光熱水費は七百何十万かかっているんですけども、これは悪いんですけど公益部門とかそういうところではほとんど使っていないように思いますので、もう一度見直しも含めて検討すべきじゃないかと思えます。

このような話をするとですね、すぐ社協をいじめておるようにとられる方がいらっしゃると思うんですけども、そうじゃなくて、本来町がやるべき仕事を社協にお願いしていることが多くあると思うんですね。現在社協の補助金が2,700万。以前は、私が議員になったときは3,000万お払いになっていたと思うんですけども、その当時より仕事がふえております。私は払うべきところは払い、もらうべきところはきっちりもらう。社協については、先ほど言いましたように本来、定款に書いてるじゃなくて社協がやるべき事業は何かということも、やはり、もっともう一度検討いただく時点に来てるんじゃないかと。民間でもたくさんやっていますので。ただ、社協の職員については雇用責任がありますので、社協といえども町にも責任があると思いますが、先ほどの話であれば社協とのエビデンス、協定書とかそういうものを締結する意味はわかりましたけども、もう一度その点だけお答えいただけませんかでしょうか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

社協の事業でございます。社協自身が地域福祉の推進を目的として、社協独自の事業でありますので、そういうことになってますので、御理解いただきたいと思えます。

○議 長

森田君。

○8 番

そうじゃなくて、本来町のやるべき仕事を社協に頼んでる場合ないんですか言うてるんですよ。社協に委託してる業務もあるでしょういうんですよ。それは本来、町のやるべき仕事じゃないですかいうんです。たまたま平群町には社協があるからそういう業務をお願いしてるわけじゃないんですか。それが一つと、もう少し先ほど言いましたね、町長ね、総合文化センターの部屋が少ない。これは誰もが認めるところでありますのでね、私は組織の枠を超えて、今言うようにですね、私は行ったときは上の会議室なんか使ってませんよ。そういうことも含めて町長、検討いただけませんかでしょうか。利用料も違うんですよ、総合文化センターの利用料の考え方。今プリズムは1時間何ぼなんですよ。そういうことも含めてですね。考えていただけませんかでしょうか、町長。もう一度御答弁ください。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、森田議員の質問にお答えさせていただきます。

社会福祉協議会、これはもう全国自治体にある社協でございます。町のほうには指定管理も含めいろいろの事業を、福祉部門関係、障がい者の関係部分、包括支援センターというような形で、町のほうではかなり事業を担っていただいております。これについては引き続きお願いをしていきたいというふうに考えております。

それと、財政厳しい中、利用料の件なんですけれども、利用促進を図り、利用収入につなげていくのは財政にとってもいいことだと思うんですけれども、ただ、設置された目的等ありますので、それに合致する事業については条例改正等も必要となってくると思うんですけれども、その設置目的にされた事業については利用の促進を図っていきたいというふうに考えております。

○議 長

森田君。

○8 番

町長からお話しいただいたんですけれどね、利用の目的やったらもうほかの貸せないじゃないですか。そういう枠を変えてほしいというですね、当然、住民の方も総合文化センターが使えなくなれば、どっか町の施設を貸してくれとなってくると思うんですよ。だから、そういう見直しもしてほしい。デイサー

ビス事業も本当にやる必要があるかということも含めてもう一度検討していただく時期に私は来てるんじゃないかなと思います。

それとですね、先ほど言いましたようにあの施設を、目的外言うたら表現よくないんですけど、今の目的外に使うとすれば駐車場が満タンになることがあります。私も竜田川の横にとめたこともありますし、総合文化センターのときも申し上げましたが、高齢者が利用する場合、交通手段が私は問題だと思うんですね。コミバスが必要なのか、ほかのものが必要なのか。利用促進をするためには、やはり町のほうで交通手段を本当に考えてくれないと総合文化センターも仏つくって魂入れない状況になるとと思いますので、そのことをお願いしまして、次の質問をお願いします。

○議 長

それでは3項目めの答弁に入ります。都市建設課長。

○都市建設課長

3項目めについてお答えします。

1点目、職員による道路の点検については毎月2回、2名1組の2班体制で町内を北部と南部地域に分け、町道1級、2級路線、または国道、県道も含め幹線道路を中心に、あらかじめ車両に道路補修資機材を積み込み、目視により点検を行っています。点検時、対応が可能な道路の穴ぼこやカーブミラーの角度調整など、速やかに実施し、照明器具や区画線等の路面表示、一定時間がかかるものについては業者発注により対応しています。また、自治会や地域住民などの報告を受けた道路施設の案件についても現地確認を行い、迅速に対応しています。

2点目、本町が管理する道路を起因とする事故件数は過去、平成29年から令和元年で計6件ございました。内訳は、路面のへこみ、陥没による事故が4件、うち人身が2件でございます。側溝ぶたのはね上がりによる事故1件、物損です。支障木による事故1件、物損となっております。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○8 番

月2回点検されてると。で、私が回ったときには見えるということはどういうことなんですか。路面の標示いうんですかね、センターラインも消えてますよ。それはどのように理解したらいいんですかね。点検してる職員が悪いのか、点検しても修理しないのかになってくると思うんですよね。これは町道の限ったことじゃないです。国道見ても県道見ても同じような状況ですよ。特に町道

はひどいと。私は、町内年4回ぐらいずっと回りますよ。歩いて見てるんですけども、私、議員に13年前になりましたが、それ以降比べても路面の傷み、側溝の傷み、路面標示線が消えてる。だんだんひどくなってきてるんですけども、それは、来年度予算に道路附帯維持補修工事100万、自治会要望の補修工事600万、緊急工事は100万上がってますが、その範囲でできないということですか。

もう一度お聞きしますが、その点検が、課長自身が見られてまともだと、消えてない、傷んでないと思っておられるんですか。

それとですね、人身事故6件、これ、多いんじゃないですか。町道の構造物に起因してですね。これ以外にあればお答えいただいて。通学路とかそういうものはないんですかね。通学路で道路によって起因してですね、事故とか物損とか人身事故はないんですかね。その点だけお答えください。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

今、議員おっしゃっていただいたように、白線等が消えているところが、消えているっていうか薄くなっているところがあります。それは私も承知をしております。今年度も菊美台であったり、若葉台、吉新のところで白線を引いてるわけですが、なかなか全てできていないというのが現状でございます。これは新しい年度になっても白線は引いていくということでございます。それと、道路の傷みについても、これは多いというのは十分承知をしております。これも次年度の予算の範囲でまたやっていきたいということでございます。

それから事故の関係です。これは人身事故が6件ではございません。人身事故は2件、そのうちの1件は信貴山のスケボーの事故も含まれております。あとの人身というのは菊美台でバイクで転倒と、そういったところでございます。その件につきましては、速やかに道路補修等をして対応しているところでございます。それと、事故のあったところが通学路になっているのかっていうところでございますが、それはなっていないということでございます。

○議長

森田君。

○8番

課長、おかしいじゃないですか。月2回点検して補修はやってると、速やかに。そしたら、今の課長の答弁だったら、やってないところがあるというふうにおっしゃってるじゃないですか。やれないのは何でなんですか。お金がないからなんで、予算がないからなんですか。私はやはりですね、住民の生命財産を

守るのが町の一丁目一番地だと思うんですね。予算がないからつかないということなんですか。もう一度お聞きします。

それと、人身事故について聞いてないんです。私、事故は6件というふうに聞きましたけど、通学路の事故とかそういうものはないんでしょうかというふうにお尋ねしたんですけども。通学路の事故とかそういうのはないんですかい。道路の起因するとか、ほかのことに起因してですね、それ以外のことで。質問わかっておられますでしょうかね、私の質問。お答えください。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

先ほど、毎月2回点検をしているということで、すぐ対応しているということです。先ほども言いましたように、道路の穴ぼことかカーブミラーの角度調整等、これ、職員でできるものは速やかに対応しているということです。一定時間のかかるものにつきましては業者発注をしているということで、これが全てできていない。予算に関係するものかということですが、予算の範囲内で優先順位をつけてやっているということで、これは全てできていないというのが現状でございます。

それと、通学路に起因した事故ということは、これは通学路ではないということでございます。

○議 長

森田君。

○8 番

今ね、課長から予算がない、予算の範囲内でやると。財政当局にお尋ねします。そういうことでいいんでしょうか。予算がないから補修はできない。道路標示線は引けない。そんなことでいいんでしょうかね。

それとですね、今そういうことで点検してるんですけど、私はね、やはり点検とかいう作業を外部委託をすべきだと思うんですよ。これは以前も申し上げました。できるかどうかわかりませんが、私は四国を歩いて回りましたときは、建設省の委託を受けた業者が道路の点検に回ってました。そういうこともやはり検討すべきじゃないかと。

それとですね、もう質問にちゃんと答えてくれないんですよ。今、事故が起こったのは通学路でないということはそんなことわかってるんです。要するに通学路で事故がなかったかというふうに聞いてるんですよ、私。それ以外に通学路などで。起こった事故が通学路でないことはわかりました。通学路で事故が起こってませんかということ聞いてるんです。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

森田議員の再質問、お答えをさせていただきます。

財政のほうからそれでよいのかという御質問でございました。昨日の一般質問の中でも、昨日は子ども・子育ての関係で御質問いただいた中でお答えさせていただいた内容とちょっと答弁の内容かぶるかなというふうに思っておりますが、基本的に平群町、財政、非常に厳しい財政状況の中で来年度の予算で言いましたら66億9,000万円の予算の中で、さまざまな行政分野にわたりまして予算配分を行いながら予算措置をしておるようなところでございます。

確かに議員それぞれに行政に対しての見方っていうのはあると思います。教育やったら教育、福祉やったら福祉、今、森田議員お述べのように公共事業、道路整備やったら道路整備ということで、それぞれの切り口でおっしゃっていただくことは非常に大切なことやというふうに思っておりますが、財政当局といたしまして、それぞれの要望をお聞きさせていただいて、それを集約する中で今の財政のフレームにおさまるのかというふうなことが一番懸念されるところでございます。実際、今年度の予算におきましても、予算編成の折から各課それぞれいろんな要望をたくさん聞いてございます。それを一つ一つ整理をしながら優先順位をつけて、原課のほうに無理をお願いしながらやっただけのような状況でございます。決して予算がないから道路はいいんだというふうな、そんなないがしろにするような気持ちを持って予算査定をしているわけではございませんし、また原課のほうもそれぞれパトロールする中で、ここで町民さんのほうが何かあってもいいんだみたいなそんな気持ちでパトロールやってるつもりは絶対ございません。そこはまず申し上げておきたいというふうに思っております。

その上で、やはり一番我々も思っておかなあかんことは、担当課長申し上げましたように、それぞれパトロールの中で、事務事業の中でやはり優先順位をつけてやっていくということ。またパトロールをする中、また各自治会であるとか町民さんのほうから御通報いただいた中で、その分については早急に対応するというふうなことも心がけて作業をやっておりますので、その辺は十分に御理解のほう賜れたらというふうに思っております。

以上です。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

子どもさんの事故でございますが、これはこちらのほうに報告は受けておりません。また、教育委員会のほうにもそういった子どもの道路での事故っていうのは連絡がないということでございます。

○議長

森田君。

○8番

やはりね、6件の事故を起こしてるんですね、道路を起因して。課長から御報告あったように。これは重く受けとめないといけないと思うんですよ、町長、町長ね。やはり、町の構造物で物損、人身事故があったわけですから、これは奈良県も道路の維持管理についてですね、きっちり荒井知事が県道についての計画的なとか体系的なことをやらなあかんということを言っています。平群町も体系的に、計画的に執行できるように、財政当局も含めてこれはお願いしておきます。

私、いろいろ申し上げてるんですけども、ちょっと言いたいことだけ言うて終わりたいと思うんですけども、さっきの予算審議で私、議員になって初めて感心したことがございます。それは一つ、PCBか、例のやつの処理についてですね、あれは私、数年前に質問したことが担当者かわってても引き継ぎされとるんですよ。引き継ぎされてる。それは感心しましたね。今までいろいろ質問してもなかなか前任者の引き継ぎがないことが多かったんですけども、それは感心しました。13年間議員をしておりますね。やはり職員の方もちゃんと前任者の仕事を引き継ぐ、それをちゃんと執行するということが大事じゃないかと思うんですね。

西脇町長も就任して1年がたつわけでございます。平群町の現状を見ておりますと、失礼ですが、知恵とスピード感がないように思います。知恵といいますのは知識と経験に裏打ちされたものであります。お金がないわけですから「あれもこれも」から「あれかこれか」しかできないわけです。もっと知恵を出し、スピード感を持って町政を進めていただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、森田君の一般質問をこれで終わります。

11時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時17分)

再 開 (午前11時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号 8 番、議席番号 1 2 番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○ 1 2 番

議長の許可を得ましたので、5 点通告をしております。行政側におかれましては明快な御答弁をひとつ、よろしくお願いを申し上げます。

まず 1 点目。先ほど森田議員も質問ありましたように、重複する点あるかもわかりませんが、よろしくお願いをいたします。安心・安全な町道管理を。過去 3 年間で町道通行中において、不適切管理上での事故件数及び損害額は、平成 2 9 年度では物損 1 件、損害賠償額が 8 0 万 9, 8 0 0 円、平成 3 0 年度は物損が 1 件、人身 1 件、計 2 件で、損害賠償額は総額は 4 万 2, 1 0 0 円、平成 3 1 年度の現在まででは物件 2 件、人身 1 件、計 3 件の損害賠償、総額は 8 1 万 3, 9 3 6 円であります。事故件数は 3 年間で計 6 件発生し、損害賠償総額は 1 6 6 万 5, 8 3 6 円が執行されています。また、町道を利用されておられる中で町道の不備で事故に遭遇された方が損害賠償の対応できることは知らない方もおいでになると思います。

利用者の補償は全国町村会総合賠償補償保険で支払っておられます。

令和元年 1 2 月時の平群町道の現状は、路線種別では 1 級、2 級、その他で、路線総数は 1, 2 5 2 路線、また、総延長は約 2 7 6 キロであります。そして、平成 2 6 年から 2 9 年の過去 4 年間の町道舗装工事（上下水道等の原因者に伴う舗装工事は除く）約 1 億 5, 0 0 0 万が執行されております。平群町の町道管理規則では町が管理を行う町道においては、重要性、利用度、また規模構造等により種別を設けて合理的管理を行うことが目的とされ、町長は道路台帳に準じ、町道の種別を明示した台帳を保管しなければならない。よって、町道の管理者は町長となっております。

そこで、お聞きいたします。先ほど、述べましたように、町道に対して不備によって事故発生後、速やかに町道を改修されていますか。

2 点目。本町では軽微な人身事故と報告を受けておりますが、数十年前、K 町では町道管理上の問題でお亡くなりになったこともあると聞いております。そこで、担当課にお聞きをいたします。本町の町道の管理評価をお聞かせください。また、管理上問題があるなら今後の対応をどのようにお考えですか。

3 点目。各自治会長は道路改修等の要望、たくさん来ていると思います。道

路改修等の積み残し件数及び概算では幾らぐらいになりますか。また今後の対応をどのようにお考えですか。

以上、よろしく御答弁お願いいたします。

次、大きく2点目でございます。中学生の部活動について。生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感を養い、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成などに資するものであり、学校教育の一環として、教育課程としての関連が図られております。また、学校単位で長期的な運営を続けていくには地域単位で運営を支える体制を構築していくことが不可欠であることから、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化などに携わる指導員や地域の人々の協力が必要であります。体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体などの各種団体との連携など運営上の工夫が必要であるとの趣旨で、中学校学習指導要領が平成29年3月に一部改正されました。

そこでお聞きいたします。

まず1点目。学校の部活動用具は一般会計で消耗品や備品購入が計上されています。バット、ラケット、グローブなどは保護者負担と思いますが、高額な楽器類はリース契約がされていますが、現状は対応し切れていますか。

2点目。中学校全国大会出場補助金交付要綱は、選手に対して宿泊費及び交通費の一部が補助金対象になっていますが、新たに監督及び個人、団体に対しての交付する文化・スポーツ大会出場激励金交付要綱を私は創設すべきと思いますが、いかがですか。

3点目。学習指導要領の一部改正により、中学校の部活動の時間、休日など適正なあり方を指導されていると思いますが、クラブ活動の現状報告と今後の指導者に対する方針をどのように考えておられますか。

次、3点目でございます。民間のプロ人材職員の公募を。平成25年から始まった平群町第5次総合計画も令和4年度で計画が終結をいたします。また、令和2年1月1日の平群町の高齢化率は37.5%で、高齢化の町であり、人口減少、少子化、財政問題など多くの地方団体が抱える共通課題を本町も抱えております。多くの課題を抱えている本町にとっての問題解決として、平群町第6次総合計画の策定を間近に控え、新たな財政改革は待ったなしの状況であります。また、令和2年2月1日現在の平群町の正職員数は179名で、年齢別数では、20歳から29歳は19人、30歳から39歳は41人、40歳から49歳は55人、50歳から60歳が57人、61歳から66歳は7人、4

0歳から66歳までは119人で、66.5%で若い職員は少なく、将来、行政運営が危惧されます。

そこで、行政改革の一つとして民間企業や他自治体での経験を持つ優秀な方々から応募を集めるべきであると思います。民間の人材を発掘に当たっては、平群町として強化すべきポジション、雇用形態、給料等を提示し、民間採用支援会社と連携をとり、公募を行います。民間採用支援の会社と連携をとって成功例の一つとして、10年間人口流出に歯どめがかからなかったS市が転出者より転入者が上回り、人口増となっております。また、近隣のE市も実践され、成果を上げられております。民間の優秀な人材発掘が急務であると思います。早急に検討するべきと思いますが、いかがお考えですか。

4番目、新領域水道ビジョンについて。奈良県では市町村合併が進まなかったことから、それにかわる手法として消防の広域化や税金の徴収対策など、県として市町村が連携、協働する奈良モデルが進められていますが、水道の広域化についてもこの事業の大きな柱として位置づけられ、県と市町の垂直連携、市町村相互の水平連携による各種分野で行政効果を図るなど、平成21年から検討が進められています。

県営水道エリアでは施設共同化、業務共同化のシミュレーションを行った結果、県営水道転換が維持管理費などの節減につながることを判断した。また、県営水道ビジョン策定時では、市町村のコンセンサスが得られず、その内容も抽象的であったことから、業務の共同化への意識醸成に時間を要したこと、また、内容が具体化するにつれて、県、市町村との意見が対立するなど課題はあったが根気よくその解消に努められてきました。新領域水道ビジョンの基本方針は、少子・高齢化に伴う人口減少社会の進展や水需要の減少などにより、水道事業を取り巻く社会環境が大きく変化をしています。また、水道施設の老朽化進行や耐震性不足、水道職員減少による技術力低下など水道事業の取り組みは、環境はますます厳しくなります。現在、施設の水源、人材などの水道資産を有効に活用し、効率的で持続可能な水道事業が進められています。

これらの課題に対し、各市町村の水道事業者が単独で対応することには限界があり、安心・安全な水道水を将来にわたって持続的に供給するには、水道事業者の個別事情を超えて広域連携などにより課題解決を図ることが必要と考え、平成29年10月、県域全体の将来あるべき姿を示した「県域水道一体化を目指す姿と方向性」において県域水道一体化構想が提案されました。

県及び市町村の広域連携実現に向けた指針として本ビジョンが策定されました。新領域水道ビジョンの計画期間は平成31年度からおおむね10年間で予定、そして、県域水道一体化に向けたスケジュールでは平成30年に新領域水

道ビジョンを作成、31年に県域水道一体化に係る協議会設置、令和2年に県域水道一体化に係る覚書締結、令和3年に県域水道一体化に係る広域化事業開始、おおむね10年後、事業統合となっております。

そこでお聞きをいたします。

1番、平群町は県域水道一体化、参加されるのか、もしくは不参加なのか。平群町の水道管理者の見解はどうですか。

2点目。そこへ参入の意向とすれば、県域水道一体化に向けての協議会の進捗状況と、今後は令和2年度に県域水道一体化に係る覚書締結は議会の議決が必要であります。議決までに議会の説明及び審議などが必要となります。いつごろ予定されていますか。

3番目、将来、県域水道一体化となれば、住民にとって一番関心があるのは水道料金であります。現在の平群町の水道料金は県下の平均料金より高いのか、もしくは低いのか。また、今後、県域水道一体化により平群町の水道料金はどのように予測をされていますか。

4番目、平群町の一部、信貴山地区を除いて100%上水道化されていますが、今後、簡易水道の一部信貴山の地域の対応をどのように考えておられますか。

5点目。上牧町、王寺町、河合町において平成29年10月に「上牧町、王寺町及び河合町における水道施設の共同化に関する覚書」を締結されました。県営水道、3町で水道施設の共同化を進められております。また、磯城郡3町、川西町、三宅町、田原本町による経営統合、施設共同化、そして県営水道区内の磯城郡3町、川西、三宅、田原本においては県営水道を活用した施設を共同化した取り組みを進めており、平成28年7月に「磯城郡における水道事業の広域化に関する覚書」を締結され、平成34年度に経営統合に向け、準備を進められています。平群町は他の自治体との水道施設共同化の予定はございますか。

5点目でございます。子育て支援の推進を。平群町第5次総合計画の将来推計人口では、平成14年の2万992人をピークに、平成35年には約1万7,000人を推計されていますが、住環境や子育て支援、教育環境の充実、定住化促進を図り、他町村に負けない魅力的なまちづくり、暮らし方を発信するなど、住む場所として選ばれる施策が展開され、急激な人口減少に歯どめをかけて、目標年度の平成34年度の将来推計人口約1万7,000人を、政策的には1,000人増の約1万8,000人とする計画がされました。ピーク時で3,000人減少、11.7%の目標を達成されております。

平群町の20年間の人口推移では、平成14年度の2万992人をピークに

対し、平成31年12月末現在では1万8,795人でピーク時から2,197人減であり、約10.5%減。また、出生数は平成20年度の127人をピークに、平成31年では83人とピーク時から44人の減。約34.6%の減であります。

人口減少による具体的な影響といたしまして、主なものは、1番、私たちが日常生活を送るために必要な各種サービスは一定の人口規模の上に成り立っています。人口減少によって日々の生活が不便になるおそれがあります。

2番目、税収減による行政サービス水準の低下。人口減少は地方財政に大きな影響を及ぼし、今まで受けていた行政サービスが廃止または有料化される場合が生じ、結果として生活利便性が低下することになります。厳しい財政状況の中で高度成長期に建設された公共施設や道路、橋、上下水道といったインフラ整備の老朽化問題も対応が必要となってきます。

そこで、3番目、地域公共交通の撤退、縮小などであります。地域公共交通は主に民間業者によって支えられてきました。しかし、地方の鉄道や路線バスにおいても、通勤、通学者の減少により不採算路線から撤退や運行回数の減少が予想され、地域公共交通の衰退が地域の生活に与える影響は従前より大きくなります。

4番目。後継者不足によって耕作放棄地の増加、空き家の増加に伴い、地域の景観悪化、治安の悪化、倒壊や火災発生といった防災上の問題が発生し、地域の魅力低下にもつながります。

5番目、地域コミュニティー機能低下など、住民の地域活動が縮小することによって住民同士の交流の機会が減少し、地域のにぎわいや地域の愛着が失われていくなどがあります。町は、第5次総合計画の将来推計人口は先ほど言いましたが、34年に1万7,000人という推計人口は予定されてましたが、おおむね1,000人増の1万8,000人ではクリアされると予想して、一定の私は評価をしております。人口減少を漠然とした危機意識ではなく、地域全体として人口減少がもたらす問題に立ち向かっていく政策が必要不可欠であり、財政状況が厳しい平群町ではありますが、切れ目のない支援策を目指す必要は私はあると思います。

まず、小学校のほうで人口関係で見ますと、これも一定の予想でございます。小学校の児童数と中学校生徒数の推移を見てみますと、3小学校、令和2年1月現在から5年後の見通しであります。平群小学校は令和2年度から301人が260人、北小学校は令和2年度320人から318人、南小学校では令和2年度144名が何と119名。全小学校児童数が5年間で765人が697人、68人減。また中学校の令和2年1月現在から、5年後の見込みは令和2

年427人が389人、38人の減。特に南小学校の存続が危惧されます。

そこで、今回の質問は、子育て世代を全力でサポートすべきであると私は認識し、質問をさせていただきます。

1点目、子育て支援の強化として出生数増加を目指すために出産祝い金を支給してはと思います。一つの、ある市の一例としては一時的な支給ではなく、段階的に支給をされております。第1子、第2子には、4カ月後に達したときに10万円、また、第3子がお生まれになった場合は、4カ月後に達したときに10万円、1歳に達したときに20万、2歳に達したときには20万、計、総額50万を支給されております。第4子以降の場合は、4カ月後に達したときは10万円、1歳に達したときは30万、2歳に達したとき30万、3歳に達したとき30万。総額100万円を支給されるなど平群町で子育てしていただけるきっかけになる。私は、金額は別として出産祝い金を創設すべきと思います。

2番目、18歳未満の子を扶養し、現に同居している町外在住の世帯、または、かつ母子健康手帳の交付を受けている町外在住世帯が転入するために引っ越しを行った場合、子育て世帯が平群へ引っ越しを奨励し、子育て世帯の応援と定住促進を図る目的として、引っ越しに支払った実費相当額のうち上限10万円を支給する子育て世代引っ越し応援事業の創設をと思います。

3番目、奈良県外から移住する子育て世代を応援し、定住促進を図ることを目的とする未来の平群っ子応援金の創設を考えては。なお、応援金は10万円の交付要件として、子育て世帯であること、平群町に5年以上定住を誓約できる世帯、転勤などによる転入ではないことを条件といたします。

子育て支援策はまだありますが、今回は具体的に3点について提案をいたします。

以上、明確な御答弁、ひとつよろしくお願いたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

1項目め、安心・安全な道路管理についてお答えをします。

まず1点目。事故後の対応について。事故等の発生があれば速やかに職員が現地確認を行い、対応を行っています。

2点目、道路の管理評価と今後の対応として、本町の道路管理については、毎月2回道路パトロールを行い、路面の状況確認や補修、側溝等の清掃、付属施設の点検などを行っています。自治会や地域住民からの報告などを受けた場合、道路交通上もしくは管理上支障のある箇所、路盤の損傷、支障木、防護柵、

照明等、速やかに対応しております。また、町内の幹線道路沿いの草刈りなどは山間8カ大字による地域住民の協力を得て、継続的に実施しています。

舗装工事や道路付属施設の計画的な実施については、その多くが国庫補助金等を活用した計画で、国の割り当て金額により年次計画に沿った実施ができていないのも現状であります。また、毎年、道路を起因とする事故が発生していることも真摯に受けとめ、管理評価としては決して高いとは言えないのが現状でございます。今後につきましても、町財政が非常に厳しい状況ですが、山積する課題をさらに精査、分析し、費用対効果や優先度が高いものから必要財源を確保し、計画的に実施できるよう努めてまいります。

3点目、自治会からの要望箇所については、要望件数73件、積み残し件数15件、積み残し概算費用5,320万円です。今後、緊急度が高いものから関係自治会と協議し、実施していきます。

○議長

馬本君。

○12番

それでは質問させていただきます。

まず1点目についてはね、事故あったところは速やかに改修してるよと。僕は当然なことやと思います。今後もそういうこと、ないことを期待すんのやけどな。もしもあったら、また速やかな対応をひとつよろしくお願いしたいと思います。

2点目については、僕、町道の管理評価はどうですかと、ここが一番大事なところございまして、今おっしゃったのは、決して高いと言えないのが現状ということでありましたね。今そのように御答弁いただいた。当然やと思いますね。僕もそう思います。そこで、恐らく財政難のためとかそういういろんな関係で御答弁、いろいろ言っただけだと思っただけ、裏にはあると思うけど、ちょっと参考のために、私ちょっと調べてきましたんでね、ちょっとここでこれ聞いてくださいよ。これ聞いての感想、後で言ってくださいね。

これなんですよ。生駒郡の4町の現状、行きます。言いますから。認定路線比較では、平群町は延長が先ほど言いました276キロでございます。三郷町は114キロ、斑鳩町140キロ、安堵町73キロでございます。次が問題でございます。道路維持管理費の比較もしてますねけど、今言いますから、平群町6,720万、今度組んではんのかな。大体そのぐらいね、維持管理でね。三郷町は1億3,820万組んではんねん。三郷町ね。斑鳩町は7,600飛んで、そこらで組んではる。安堵町は6,100万組んではんねん。三郷町と平群町比べたらね、平群の道路の延長から思うたら三郷町は41%しかないね

ん。平群町の道路の長さから思うたらね。にもかかわらず、平群町の予算よりも206%になんねん。どういうことや、これ。それ、一つね。今この感想、後で言ってくださいね。

今おっしゃったの、3点目では、何か73件ほどあって、積み残しが何件かあって、その金額がこうやって、今2,600万ほど、6件ほど積み残しがあるねんな。何かそんなおっしゃったね、今、御答弁で。そこでね、まず町道管理者の町長に一つお伺いしようかなと思うんやけど、その前に今後の対応、関係自治体をどのように考えてるか。先ほど優先順位を持っていくとかいろいろ御答弁していただきましたよ。けれどもね、自治会の積み残しがどんどんどんふえていくわけ。そういうことやろう。町長には後でもう一遍聞きますからね。まず、その感想。生駒郡4町との平群町の感想ね。そこら辺はどのように課長、思うておられますか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

今、議員述べられたように、近隣の自治体と比較して、道路総延長それから維持管理の関係でございます。本町は近隣に比べて総延長が長いわけですが、維持管理費が非常に少ないというこういった現状でございます。そういう意味では十分な維持管理、補修ができずに、住民に御迷惑をおかけしていると、このように感じているところでございます。

○議長

馬本君。

○12番

ということはね、森田さん先ほどいろいろ質問してはったし、完全に財政上の問題で要するに住民に迷惑かけてるわけや。事故起こったら大変やん。そこで、ちょっと大浦君に、森田さんに先ほどこのように御答弁、間違うたらごめんなさいね、財政上の問題で住民の安全をおろそかにはしてませんというような御答弁されたけど、その認識でよろしいでっかな、大浦課長。そういうような御答弁、先ほど森田さんにおっしゃったの、それでよろしいですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいま、馬本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

基本的には地方自治、行政のあり方として、お金がないから住民の方が危ない目に遭う、安全が確保できないというのは、これはちょっとやっぱり行政と

しての仕事ではないなというふうな思いは強く持っております。そういう思いから、少ない予算であります、やりくりをしながら日常の生活に支障のない範囲で道路行政をやっていくというのが本意でございますので、限られた予算であります、そういった配分をしているという意味を込めまして、そういうふうな答弁をさせていただいたところでございます。

○議長

馬本君。

○12番

大浦課長に答弁を求めたのは何でやいうたら、財政上の担当は政策ね、いろんな担当やから、予算を一番統括される担当課長がそういうことをそれ以上言われへんということはもう認識して、それ以上言うてはると思うねん。僕の気持ちも大浦課長の気持ちも皆一緒やと思うねん。そこでや、道路管理者は町長や。町長、お聞きしますよ、もう。町長ね、先ほど担当課長は、そんな評価の決して高いとは言えない現状の町道やと。今、大浦課長は要するに財政上の問題で住民の安全をおろそかにしてませんよって、もうもっとほかに言いたかったんやけど、そこでとめてはんなと思うてんねんで。けれども最終的には町長、あんた道路管理者や。町長、どない思うてんの。

○議長

町長。

○町長

それでは、馬本議員の質問にお答えさせていただきます。

安心・安全な道路管理については、先ほど課長が述べたように、道路の管理評価については、もう先ほど課長が述べたとおりでございます。また、安心・安全な道路の確保につきましては、道路管理者としてのこれは責務であるというふうには感じております。近隣との比較もいただきました。道路に関する予算というのは本当に非常に少ないというのはもう十分承知しております。財政厳しい状況であります、令和2年度の予算成立後には住民生活に支障のないように道路管理に計画をもって計上してまいりたいと思っております。

○議長

馬本君。

○12番

わかりました。町長。住民にとって安心・安全な生活道路を維持管理するのは町長の責務やということを御認識いただき、令和2年度予算成立後は、その執行について傾注をしていくということをおっしゃっていただいた。ということは、私自身、弾力性を持っていただいたというふうに私は認識しております。

ひとつよろしく執行のほど傾注していただきますようお願いをいたします。

この件については、これで結構でございます。

○議 長

馬本君の一般質問の途中ですが、午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0 時 0 3 分)

再 開 (午後 1 時 3 0 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

2 項目めの答弁に入ります。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、馬本議員の大きな 2 項目め、中学校の部活動についての御質問にお答えをいたします。

1 点目の学校の部活動用具は対応し切れていますかとお尋ねですが、中学校の部活動用具に関しましては、基本的には個人で使用するものは保護者負担、また、部活動全体で使用するものは部費と町からの部活動振興補助金で部活動ごとに購入し、高額なものについては学校からの予算要求に基づき、その必要性を精査しながら、教育振興費の教材用備品購入費や教材費で購入をしております。現状、対応し切れていますかとお尋ねでございますが、各部活動で使用する用具は多種多様、多岐にわたり、その使用頻度や老朽度合いにもより、一概に対応し切れているとの判断は難しいところでございますが、おおむね対応し切れていると考えております。

2 点目の、新たに監督及び個人、団体に対して交付する文化・スポーツ大会出場激励交付要綱を制度化すべきと思っておりますがお尋ねでございますが、本町の中学校全国大会出場補助金交付要綱は出場選手のみを対象としており、その都度、大会の開催地が異なることから補助対象も宿泊費、交通費の実費分としており、毎年度、補助金額の決算額は変動します。御提案のように、部活動の活性化や地域や関係機関との連携、文化スポーツの振興という観点からも貴重な御提案であることは認識をしておりますので、今後、他の市町村の事例も参考に調査し、研究課題とさせていただきたいと考えております。

3 点目のクラブ活動の現状報告と今後の指導者に対する方針をどのように考

えておられますかとお尋ねでございますが、本町の中学校のクラブ活動は非常に活発で、今年度は運動部13部、文化部5部、計18部あり、全生徒の79%が部活動に入部をしております。先般も卓球部の女子団体が全国大会へ出場を決めるなど、毎年、複数の部活動で全国大会への出場を果たすなど活発に活動しております。

次に、今後の指導者に対する方針についてのお尋ねでございますが、本町では国と県の補助金を受けまして、平成30年9月より部活指導員設置要綱をつくり、部活動指導員を配置をしております。これは働き方改革の一環で、学校教員にかわって部活動の指導を行うもので、学校教員の負担を軽減し、勤務時間を短縮し、本来の教育業務とのバランスを保つための改善策でございます。今後も引き続き国の方針に基づき、教員のみで部活動の指導を行うのではなく、幅広く外部や地域の人材にも指導者として活躍していただくこととあわせまして、指導者の育成にも努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長

馬本君。

○12番

まず1点目、おおむねし切れているという御答弁いただきました。生徒の自主的、自発的な参加によります行われてる活発な部活動に高額な備品についてはね、今後、計画的に購入をしていただきますようお願いを申し上げます。この点はそれをお願いを申しときます。

では、2点目ですけど、他町村の事例も参考にし、調査研究課題としたいという御答弁をいただきました。県内には監督及び個人、団体に対してですね、先ほど言いましたように交付する文化・スポーツ大会出場激励交付金要綱が設置されている自治体がありますので、調査研究をよろしくをお願いを申し上げます。

3点目でございます。3点目はクラブ活動が非常に平群町は活発やということを御答弁いただきました。18部で全部の79%が入部されてるということで、毎年全国大会とかいろんなところへ出場していただいと。それでも実質上は交付金は選手だけのものであって、それについてる監督さんとか団体さんにはそういう予算計上はされていないということで、先ほどの交付金の設定はお願いしたい。それは2点目でございます。

3点目につきましては、働き方改革により学校の先生方の負担が非常に軽減し、本来の義務教育とのバランスを保つために改革策が制定されたわけでございます。平群町も令和元年度予算では謝礼として35万6,000円が計上、

今回令和2年度におきましては81万円が計上されておるわけですが、そこでお聞きいたします。令和元年度の指導員の数と何クラブに配置されておられるか。また、令和2年度の配置計画は。まず1点目、それについてお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

令和元年度の実績でございますけれども、男子、女子の卓球部にそれぞれ1名ずつ、そして、あわせてバスケットボール部で1名、合計3名を配置しております。そして、令和2年度につきましては、令和元年度と同じクラブへ配属する予定でございます。

○議長

馬本君。

○12番

地域の指導員さんに対しては非常に感謝を申し上げます。

その他の部活動には指導員の配置は必要と私は思いますが、課長、どのように御見解をお持ちですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えいたします。

その他の部活につきましても、教員の働き方改革の観点からですね、今後拡充していかなければならないと、このように考えております。徐々にではございますけれども、配置するよう努力をしてみたいと、このように考えております。

○議長

馬本君。

○12番

中学校の部活動の充実と活性化とあわせて、教職員の負担軽減を図る平群町部活動指導員設置要綱を幅広く今後も活用していただきますようお願いを申し上げます。

議長、この件はこれで結構です。

○議長

3項目めの答弁に入ります。総務防災課長。

○総務防災課長

大きな三つ目の質問でございます。民間のプロ人材職員の公募についてお答えさせていただきます。

社会環境の急激な変化に伴い、ますます多様化する行政需要に的確に対応していくためには、さまざまな住民ニーズの本質を適切に捉え、多様な意見を調整して総合的に判断し、対応する能力が町職員に求められていると考えております。そのためには、職員がある程度の長期にわたり町の業務を幅広く経験し、広範な知識を得て、情報や豊富なノウハウを身につけ、総合的な能力の向上を図ることが重要であります。また、年齢を引き上げて民間企業等の職務経験がある方の採用も含め、幅広い年齢の方々が受験できるよう取り組んでいるところでございます。

議員お述べの民間採用支援の会社との連携を行い、さまざまな求人サービスを活用し、財務やPR担当、ICT推進など、募集ポジションは多岐にわたり、スピーディーに改革を行うプロの人材を公募し、一定の裁量を持って変革を進められており、成果を上げている自治体もあると聞いております。本町におきましても、職員の採用については、今までの採用試験全般についての見直しを含めた調査研究は喫緊の課題であるとは認識しております。今後の採用につきましても本町の職員の年齢構成、採用方針も踏まえて、民間企業や他自治体での経験を持ち、そのスキルを生かしながら即戦力になるプロの人材の公募も含め、また、一定成果を出されている自治体の情報や平群町の求める人材確保にマッチングした採用支援をいただける企業などの情報収集も含め、調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

ますます多様化する行政需要に的確に対応していくためにも総合的な能力の向上を図ることが重要であると私は思います。今までの採用試験全般見直しも含めた調査研究は喫緊の課題と認識をされましたことに一定の評価をしたいと思います。また、今後の採用については戦力になるプロの人材などの公募も含めて調査研究をすることの前向きな御答弁をされ、地方公務員法第30条サービスの根本基準であります「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」をより認識をされて、調査研究をしていただきますようによりしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長

よろしいですか。次で。

○12番

はい、よろしいです。

○議長

それでは、4項目めの答弁に入ります。上下水道課長。

○上下水道課長

それでは、大きな4項目めの新県域水道ビジョンについてお答えします。

まず1点目の、県域水道一体化に参入するのか、不参入なのかのお尋ねです。平群町水道事業としましては、現在、県営水道100%で上水道を賄っておりますので、基本的には参入する予定としております。しかしながら、県域水道一体化については現時点では具体的なことが決まっておらず、議会にも説明できていない状況であります。

2点目ですが、奈良県内の簡易水道地域を除く28市町村と奈良県、奈良県広域水質検査センターで構成する県域水道一体化検討会があります。これは事務者レベルで、各市町村が抱える水道事業の諸課題の解決に向け、県域水道一体化に係る検討を行うものです。平成30年4月25日に第1回の会議を開催し、これまで4回開催されておりますが、一体化に向けた具体的な内容の意思統一ができていない状況であります。県が示す計画では、令和2年度末に一体化への覚書を交わすとされておりますが、今後、覚書締結に向けて検討会で協議が進められるものと思われまます。したがって、議会へは一体化の内容が一定具体化した時点で御説明させていただきたいと考えております。見込みとしましては、計画どおり進むと12月には説明できることと思われまます。その上で御審議いただく必要が生じれば、議会へお願いすることとなりますが、あくまでも計画上の予定ということでよろしくお願ひいたします。

3点目ですが、平群町の水道料金は従量制としており、水道水の使用量に応じた料金設定としております。他市町村の多くは水道給水管の口径別の料金設定とされており、一概に比較はできないのですが、現在多くの家庭で使用される給水管20ミリの口径で試算しますと、料金は県内28市町村の平均的な水準のものとなっております。一体化による今後の料金予測ですが、先ほどもお答えいたしました。具体的な内容は決定しておらず、将来的には水道料金は統一されるものと思われまます。現時点で現在の平群町の水道使用料より高くなるのか、安くなるのかは未定であります。

4点目の簡易水道についてのお尋ねですが、平群町内では信貴山地域のお寺

で使われております。信貴山地域全体では既に三郷町の上水道により給水されており、お寺においても簡易水道と三郷町の上水道と併用している状況であります。

5点目ですが、磯城郡や北葛城郡3町のように、本町としては他の自治体との施設の共同化は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

馬本君。

○12番

1点目の件でございますが、参入するのকাশないのかということで、基本的には参入を予定しているということで、平群町は100%県水の編入を受けてますんで、そういう答え出ると思います。ひとつよろしくお願ひしたいなと思います。

それと2点目の、つきましてはこれ、言いましたように一番大事なことやねけど、県が具体的になってきたら12月議会、12月ごろやね、一応、予定は未定やけど、ぐらいを予定してるということで、具体的になり次第、早急に議会のほうへ御報告並びにいろいろ相談をしていただきますように、よろしくお願ひを申し上げます。

3点目でございます。3点目になって一番大事なんは水道料金の件でございますが、奈良県下統一されんちゃうかという見解で、それも決まっていないうことだと思ふんだけど、具体化になったら、水道料金は住民にとっては一番関心のある最重要課題でございますので、今その辺については、より一層私自身も傾注していきたいなと思っております。

4番目につきましては、信貴山地区については一応簡易水道の形になって、認識として簡易水道の施設がもう老朽化もしてるし、もう使用不能になった場合は三郷町からすぐに友情給水という形で今でももうすぐに切りかえができるということで聞いてますんで、そういう認識でよろしいですね。

5番目につきましては、うちら各自治体とは一切共同施設に使うということとは今のところないということで、そういう認識でよろしいですか。返事だけをください。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

議員お述べのとおりです。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

4 番目と 5 番目の返事をお願いします。

○ 議 長

上下水道課長。

○ 上下水道課長

信貴山地区の簡易水道の件ですけれども、当然今でも管理は、基本的には地元でやっていただいているんですけれども、町としても管理、できるだけ使用していただけるように薬剤の提供等を行っており、今後とも信貴山の地区の簡易水道が不使用になった場合ということは、今のところすぐには考えられておりませんが、そのときにはもう上水道へ切りかえていただくような方向で考えてもらうということでもあります。

他の自治体の共同化については先ほども答弁しましたが、今のところは何も考えていないということでもあります。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

この件はこれで結構でございます。次、よろしくをお願いします。

○ 議 長

5 項目めの答弁に入ります。福祉課長。

○ 福祉課長

それでは 5 項目めの子育て支援の推進をについての御質問にお答えいたします。

まず、1 点目の出産祝い金制度の創設についてですが、出産祝い金の支給は子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、出生数の増加が見込まれ、人口減少対策にもつながる施策であると考えております。また、一時的に支給するものではなく、出生後の経済的負担が大きくなる時期に応じて段階的に祝い金を支給することで、より効果的に負担を軽減するものであると考えております。議員御提案の出産祝い金制度につきましても、少子化対策の一環でもあると認識はしておりますが、現在、平群町では子育て支援として 18 歳までの子どもの医療費を全額助成しているところがございますので、子育て支援策として、今後の調査研究課題とさせていただきたいと思っております。

次に、2 点目の子育て世代引っ越し応援事業として、18 歳未満の子と同居している子育て世帯が町外から平群町内に引っ越しをする費用に対しまして上限 10 万円を支給するとの御提案についてですが、この施策につきましても町

外から子育て世帯の転入を奨励する人口減少対策であることから、調査研究課題とさせていただきます。

次に、3点目の未来の平群っ子応援金制度として、子育て世帯が奈良県外から平群町に5年以上定住することを誓約することで、応援金10万円を交付する御提案についてですが、この施策につきましても、県外からの転入を奨励し、定住促進を図ることで子育て世帯の流入を図り、出生数の増加と人口減少対策につながる施策でありますので、これにつきましても調査研究課題とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

1点目でございます。1点目は出生後の経済的負担が大きくなる時期においてですね、段階的に祝い金を支給することにより、より効果的に負担軽減ができると考えます。この施策について、今後、出産祝い金ですね、その辺については今後研究課題としたいということでございますので、ひとつよろしく調査を、研究をしていただきますようお願いいたします。

2点目に、子育て世代引っ越し応援事業につきまして、これについても調査研究課題といたしますということで、中身については御理解をいただきましたので、調査研究ということで御答弁いただきました。この件もひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

それで、3点目の未来の平群っ子応援金につきましてですね、この件についても調査研究課題としたいという回答をいただきました。今回、私といたしまして初めての提案でございまして、平群町への転入を奨励し、子育て世帯の定住促進を図ることができ、出生数の増加と人口減少対策につながる施策でありますので、またの機会に再度質問させていただきますので、担当課長ひとつよろしくお願ひを申し上げます。

以上をもって私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

午後2時まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 1時49分)

再 開 (午後 2時00分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号9番、議席番号11番、下中君の質問を許可いたします。

下中君。

○11番

11番、下中一郎でございます。通告に基づいて2点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、さらなる官学連携をとということで通告いたしております。

本町では平成26年の奈良教育大学を初め、平成28年に奈良大学、平成29年に近畿大学とそれぞれ連携協定を締結され、豊富な大学の知見を生かした共同研究や、学生の持つ若い柔軟な発想力、企画力、行動力とともに、学生ボランティアの受け入れも行われてきました。教育、文化、芸術、スポーツなどの教育分野を初め、観光振興や産業振興など多方面で相互に協力し合い、今後のまちづくり、人材育成に資するために、より一層の交流の輪を広げ、協定の実を上げるためにもより充実した取り組みが必要です。

そこで、4点についてお聞きをいたします。

まず1点目は、令和元年度において連携大学と実施した事業内容とその成果についてお聞きをいたします。連携大学とは上記3大学でございます。また、どのように評価されているのかをお聞きいたします。

2点目として、令和2年度に予定されている事業はどのようになっているのか、お聞きいたします。

3点目として、連携大学以外で協力をお願いしている奈良学園大学、天理大学、畿央大学などがありますが、新年度においてどのような連携協力をされるのか、お聞きをいたします。

4点目として、奈良女子大学との協定締結に向けた取り組み状況について、どのような進展具合になっているのか、お聞きをいたします。

以前にも研究課題がまとまっていないので進んでいない状況であると聞きましたが、研究課題として四つ提案をいたしました。再度提案をいたします。提案内容は以前と同様であります。1、女性から見た修験道について、2、小菊づくりの将来性について、3、イチゴの海外戦略について、4、地域活性化に女性をであります。

この研究課題を参考に、このほかにも研究課題を見出してまとめていく考え

はあるのか、お聞きをいたします。

2点目、南都銀行との連携協力についてであります。平成28年8月29日に本町は南都銀行と「地方創生に係る包括連携協力に関する協定」を締結されました。この包括連携協定は平群町と南都銀行がまち・ひと・しごとの各分野において、おのこの持ち得る資源を有効に活用し、綿密な相互連携と協力のもと、地域活力の増進、地域経済の発展及び町民サービスの向上を図ることを目的とされています。今、私たちが直面している大きな課題である人口減少と地域経済の縮小をいかに克服するかであります。

現在、平群町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、鋭意取り組みを進めてるところであります。連携協定の締結により、銀行の知的、人的資源を有効に活用して、この取り組みをより強力に推し進めることが大切であり、連携協定の効果も期待されます。

連携事業として、協定書の中に4項目明記されています。協定の最終年として、令和元年度において取り組まれた事業の内容をお聞きします。あわせて、この協定期間中の4年間の成果とその評価についてもお聞きをいたします。

次に2点目として、令和2年3月31日をもって最終となっている協定の件であります。いずれからも特段の申し出がない場合は引き続き1年間効力延長されるものとし、以降も同様にと明記されております。地方の活性化を進めるに当たり、地元銀行との連携協力は今後も必要であると考えられ、引き続き連携協力をすべきと考えるが、どのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

以上です。明快な御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、下中議員の大きな1項目めのさらなる官学連携の充実についての御質問にお答えをいたします。

1点目の、令和元年度に連携大学と実施した事業内容と成果と評価についてのお尋ねでございますが、教育委員会では奈良教育大学、奈良大学と連携協定を締結しており、その取り組みとしましては、学生ボランティアによる学校支援や放課後子ども教室の指導員などに奈良教育大学で4名、奈良大学で2名、合計6名が活躍をしてくれました。

また、令和元年度では、奈良教育大学の教授を講師に迎え、不登校支援の取り組みをテーマに教職員研修を開催し、55名が参加され、学んだ内容を不登校指導に活用をしております。また、町の学力向上実践研究報告会に奈良教育

大学の専任教授を講師に迎え、子どもたちの学力向上について助言や指導をいただき、新たな学力向上への展望が開けたところでございます。文化財事業としましては、白石畑の城山家の古文書調査に奈良大学の学生4名が補助員として活動をしてきています。

次に、どのように評価をしているのかとのお尋ねでございますが、学校支援事業では、教職員よりも年齢が近いため子どもたちにとって親しみやすい存在となっており、いずれの学校も好評であります。

2点目の令和2年度に予定されている事業はとのお尋ねでございますが、本年度同様に、学生ボランティアによる学校支援を引き続き実施し、新年度の早い段階で、各大学とも連携推進の意見交換や情報共有を行い、学生ボランティア募集も行っていききたいと、このように考えております。

3点目の連携大学以外の大学との連携協力についてのお尋ねでございますが、令和元年度の学校・こども園の支援事業に学生ボランティアとして畿央大学、奈良学園大学、帝塚山大学、大和大学、関西外国語大学、京都女子大学、白鳳短期大学の7大学から計14名の学生が学習支援や学校生活支援に入り、活躍してくれており、新年度も引き続き、学校支援等に学生ボランティアとして入ってくれることを期待をしております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

観光産業課からは近畿大学との連携状況についてお答えいたします。

まず、1点目の令和元年度に実施した事業内容とその成果及び評価についてですが、実施内容についてはアグリビジネス実習で学生が栽培しました大豆「ふくゆたか」を原材料として町内の豆腐メーカーと連携を図り、今年度「すもく大豆 金豆版」、これ大豆の薫製の商品開発なんです、を行いました。阪急梅田本店で先行販売し、道の駅で数量限定販売しました。また、継続的な取り組みとして、アグリビジネス実習で学生が栽培しました金時芋を原材料として菓子製造業者と連携した干し芋や芋グラッセ、近鉄グループ会社との連携商品「芋ジェラートもなか」や町内のジェラート製造業者との連携商品芋ジェラート、カボチャジェラートの販売も行いました。また、近大奈良病院の入院患者には、平群いちご研究会や、新大信貴葡萄出荷組合と連携し、平群町の新鮮なブドウ、デラウェアとピオーネやイチゴ「古都華」、食品栄養学科の学生が考案、加工しましたブドウ洋菓子「ピオーネタルト」を味わっていただき、病院の献立に地元の農産物を使用することを推奨してる中で連携を進めてまいりまし

た。

近畿大学との産学官連携による成果としましては、学生が栽培した平群産農産物を原材料とした商品開発を行うことで、近畿大学の知名度効果が発揮され、町の特産品のPRと製造業者の販路拡大が見込まれ、また、近畿大学と連携商品を希望する製造業者等がふえてきていることから、今後、町特産品の充実につながるものと考えております。また、製造量増加に伴う原材料供給は、地域の協力農家と連携することで地域農業の発展にもつなげていくきっかけともなりました。

次に2点目の、令和2年度に予定している事業についてですが、継続商品に加え、新たにバームクーヘンの商品化や近畿大学研究成果の地域への還元も同時に推進し、近大ミカンを使用したお酒やお菓子類の商品化などを検討しているところであります。

今後引き続き近畿大学と連携を図りながら、町の活性化及び知名度向上につながる取り組みを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、下中議員御質問の1項目めの4点目でございます奈良女子大学との連携協定の進展についてお答えを申し上げます。

連携協定は、行政としまして、大学がお持ちの専門的な人的資源を地域のシンクタンク機能として行政が活用させていただくこと、また、大学としても行政が持っている各分野での地域に根差した情報資源によって研究を深める機会が得られることなど、お互いの特性を活用し、補完し合うことにより、それぞれの知見を深めることができるため、大学との連携は重要であると考えております。

今回、平成30年3月議会におきまして、下中議員より奈良女子大学との連携協定に向けての研究課題として、観光振興の観点から女性が見た修験道について、農業振興の観点から小菊づくりの将来性とイチゴの海外戦略について、男女共同参画推進の観点から地域活性化に女性の力をと4点の御提案をいただいたところです。また、本議会におきましても同様の御提案をいただいております。

しかしながら、4点の御提案につきましては、現時点でそれぞれ担当課においても大学側に研究材料としての意欲を喚起させるような、具体的に絞り込んだ学術的な研究課題の提供ができていないのが現状でございます。また、現実

的な課題といたしまして、連携協定を締結するには研究課題の提供とあわせて、他の市町村に倣い町側の受け入れ体制の整備を、具体的には専任の担当職員の配置や学生が調査研究のために自由に使える専属の場所の提供などを大学側に示す必要もございます。

以上のことから奈良女子大との連携協定を進めることは、現時点では困難がありますが、今後も大学側からの幅広い分野での助言や協力を得ることは重要でございますので、さまざまな機会を通じて、情報提供を受けられるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

下中君。

○11番

いろいろとありがとうございました。

まず初めに、1点目が奈良教育大学、奈良大学、近畿大学との今年度の事業内容と成果ということで、教育大学は4名ですか、来ていただいて、また、奈良大学から2名の参加、来ていただきました。また、ここ二、三年続くと思えますけれども、古文書調査に奈良大学から4名の学生が補助員として御参加いただいたということで、順調に学生ボランティアに来ていただいているなという思いでございます。そしてまた、奈良教育大学の教授を迎えての研究会や報告会も開催されて、幅広い助言、指導もいただいたということで大変有意義な会合であったように私は思います。

それと、教育大学、奈良大学の今は元年度の成果でありますけれども、評価としてね、松村課長が子どもたちにとっては親しみやすく、心強い存在となっており、いずれの学校でも好評であったというふうに言われております。これを裏返して言えば、平成30年度の官学連携事業において、これ政策基本体系表ではありますが、学生ボランティアとして各学校現場での学習支援や放課後子ども教室などで活動、取り組みを評価し、A評価となっております。政策体系表ではね。だから、好評であったと口で言うのは結構ですねけれども、官学連携事業としては私はこのとおりでA評価であろうと想像しますねけれども、その点について、どのように思われているのか、お伺いしたいと思います。

それと、新年度での予定事業は早い段階で意見交換や情報共有を行い、学生ボランティアの募集も行っていきたいというだけですけれども、もう少し具体的な内容があればお聞かせ願えればありがたいと思います。

それと、近畿大学、これね、いろいろ島野課長言っていただいて、まさにそのとおりでアグリビジネスが一番中心でございますけれども、その中で政策推進

課のどこの壁に張っております「すも一く大豆」のこれも一生懸命やっておられて、阪急梅田本店で売られてるといふことですねけども、それは今年度の成果としていろいろやっただと。新年度についてはバームクーヘンやとかいろいろなお菓子類をつくっていくというお話ですねけども、ちょっと答弁になかったと思いますねけども、今年度、新年度ね、近大ミカンを利用した何か、湯浅町で何かやるというのを聞いておりますねけど、その辺、もしわかればちょっとお聞かせ願えたらありがたいなと思います。

それから、これ、奈良女子大学との協定締結の進展具合ということで、大浦課長、私も2回目ですねけど、実質3回目ですねけども、さきに提案したのがなかなかそこまで成就できてなかったというのが本来の話かなと。それとも全く話なかったのか、そらわかりませんが、大学側としては研究課題をきっちり決めてくれと、教授がまさにそれを気に入ったと、そしたら学生を送り込むというのが通常の形だと思います、奈良女子大学は。吉野郡の各町でやっておられるがそのとおりでね。それプラス、課長も言われましたけれども、学生が調査研究のために自由に使える部屋、これも用意してくれと向こうからあるのかどうか知りませんが、それも全部南部の町村は用意されて、提携されているということですねけども、それが、それもなかなかつらいと、難しいということで、以上のことから連携協定を進めるのは困難であるという結論ですね、きょうのところは。ただ、結論的に言えば、もう少し時間をくれとかいうことだと思いますねけども、もう少し熟成する時間もあって、何かうまいこと向けば提携できるという具合かなと思いますねけども、その辺、大浦課長、ちょっと言いにくい話か知りませんが、もう少し町が頑張れば何とかかなとか、いや、もうちょっとどっちからも歩み寄れば何とかかなとかいうような感じをお持ちになるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、再質問にお答えをいたします。大きく2点の質問をいただいたのかなと思います。

まず、学生ボランティアの評価についてでございますけれども、学校でありますとか子どもたちにとっては学生ボランティアは大変好評であるということをお述べさせていただきました。ただ、学生の多くは教職を、教職、学校の先生を目指しておられますので、学校のボランティアを通じましてですね、自分の進路でありますとか自分の適性を見きわめてくれているのかなということも感じますし、教育委員会といたしましても、引き続き学校で多くの経験を積んで

もらって社会へ飛び立っていただきたい、そのような場を引き続き提供していきたいと、このように考えております。

そして、あともう1点でございますが、連携で具体的に何かあるのかというような御質問だったと思うんですけども、具体的には新年度に入ってから大学との協議、話し合いということになるとは思うんですけども、基本的には学生ボランティアのさらなる充実でありますとか、教職員の研修の開催におきましてですね、連携大学の教授を講師に来ていただきまして専門家の知見をいただいております、学校の教職員の質の向上を図っていききたいというようなことも考えておりますので、今の段階ではそのようなことでございます。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

近大ミカンについて若干詳しくお答えさせていただきます。

近畿大学では実験農場を持たれてまして、その農場でかなり大量のミカンを栽培されてます。この栽培されたミカンは近畿大学とそれに関連する大学の関連する機関の中で、内部でほとんど消費されているということなんです、そのミカンの一部を道の駅等で販売できないかと、一つは思っております。これは近畿大学のミカンというものを広く知ってもらうということが目的です。町としての目標としましては、この近大農場でつくられたミカンの中には若干傷があるとかいう理由で商品化していないミカンも大量にあります。できたらそういうようなものを活用してお菓子など、あるいはお酒などに加工できないかというふうに思っております。近畿大学のネームバリューも活用しながらですね、近大ミカンを使いましたそういった加工品を特産品として開発できないかというふうに来年度考えております。

以上です。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

4点目の奈良女子大学の連携の関連での再質問につきまして、お答えをさせていただきます。

今後連携に向けてどういう感触なのかっていうところかなというふうに理解をしております。ちょっと非常に感覚的な答弁になるかなというふうに思いますが、まず、大学側といたしましては、今回いろんな自治体さんとそういうふうな連携協定結ばれてる大学が多うございます。それは一つの、大学としては学生の社会勉強なども含めていろんな地域の中、また、いろんな角度から学ぶ

機会を一つでもふやしていくというふうな、いわゆる学生の研さんの場ということで位置づけていただいております。

そういう面じゃ、どこの大学ともやっぱり自治体とのそういうふうな連携協定というのは視野に入っておるような話かなと思うんですけども、ただ、半面なんですけども、これも奈良女子大さんだけじゃなしにほかの大学もかなと思います。やはりなかなかそれをするには、当然課題の掘り下げであるとか研究課題の提供というのももちろんございますが、それをいわゆる世話をするという言い方悪いんですけども、いろんなことをかみ砕いて生徒に指導する、先生方の配置の問題もやはり大学側にとっては大きな課題なのかなというふうにはまず思っております。それと、学生さんにしましても4年という限られた時間の中で、今やっぱりかなり学ばなければならないこともカリキュラムの中で多いということで、こういうふうにし町村との連携の中で何かを研究するというのも、大変時間的な制約もあるのでそういった意味でも大変なのかなというのは、ざっくりした大学側の見解として、まずお持ちなのかなというふうに思っております。

次に、行政側、町側の対応なんですけども、まずはやっぱりどういうふうな課題があるのかということなんですけども、奈良女子大さん、三つほど大きな学部があるのかなと思います。今それぞれ各担当課のほうから、今ほかの大学と連携協定を結びながらやってるような事業もございますが、その中でどういうふうなものがマッチングできるのかというのはなかなかちょっと見出すのも大変なのかなというのが、まず町側の課題としては一つ。もう一つは、やっぱり町側の物理的な理由ということで、他の市町村さんの例を見ましても、実際に県下で奈良女子大学と連携協定されておられる市町村さんでしたら、やっぱり今、先ほど答弁で申し上げましたように、かなり立派な研究をするようなスペースを学生の方に提供され、また、専任の職員さんを1人おつけになられて事務といいますか、学生の指導もしていただいているというのがございます。なかなか今の平群町の状況の中で、今これだけ人がないというふうには、職員数が不足しているというふうな中で専任の職員1人、また、手狭な庁舎、耐震化もできてない庁舎の中で部屋をちょっとどっかであるというのも、ちょっと物理的な理由なんかも含めてハードルが高いのかなということは正直思っております。

二つの理由ということで、現時点では少し困難なのかなというふうな回答といたしますか、答弁させていただいたところでございます。

○議長

下中君。

○ 1 1 番

教育委員会のほう、奈良大学、教育大学とも、ことしもできるだけ早く学生ボランティアの募集をお願いして頑張っていたきたいと思います。

それとちょっと先ほど触れなかったんですけども、協定大学三つありますわな、近畿大学も含めて。その協定大学以外の大学の協力について、ことしは、県外の大学も含めてたくさん来ていただいた。14名も来ていただいたという報告もありましたが、これね、ちょっと二つほど質問しますけれども、一つは、しかじか封書を持って京都女子大学へ「じゃ、ことし平群町をよろしくお願いします」と行ったのか、勝手に来たのか。それはどっちかも答えていただいたらありがたい。

それとやはり、この連携大学以外の中で何校かあるけども、今後協定まで行けるのかどうか、そういう予定があるのかないのか、それだけちょっと2点お願いいたします。

それから近畿大学、これはまさに官学連携で本当にありがたい話で、両方の知名度が上がるということで大変喜ばしいことだと思います。ちょっと特別に近大ミカンの例を出しましたけども、これを利用したお酒やお菓子類を道の駅等で売れたらいいなということで、これは今年度ぜひとも、試験的か実験的かわかりませんが、やっていただいて、お願いしたいと思います。

それとね、島野課長、これ、平群町と近畿大学の協定の文書ですねけども、この中に3本の矢で効果的な連携の実現を目指すと書いてあります。3本の矢で。その3本とは何かといいますと、1番、これはもう実際やっておられることで産・官・学連携による平群町農業の6次産業化。これ、進んでおりますわね、実際のところ。ほんで2番、平群町の環境を生かしたまちづくり。これは具体的にはね、かっこええ言い方すると地域資源調査の共同実習となっておりますねけど、実際は耕作放棄地の再生ということで、芋づくりですね、実際現にやっておられる。それとね、この3番目。地方創生を志す学生の受け入れ。平群町役場や町内事業者でのインターンシップの実施等と書いておられます。これはね、締結のときにね、農学部長やったか広報部長が言われました。どちらか忘れちゃったけれども、生駒市役所の例も出してこういう話をされまして、実際平群町に合うかどうかわかりませんがね、この辺の平群町役場や町内事業者でのインターンシップの実施等について、どのように考えておられるのかちょっとお聞きしたいと思います。

それと、奈良女子大学の連携協定、大浦課長、いろいろ説明ありまして、実際のところはやっぱり私も一番初めに申し上げましたように、教授に目にとまるという研究課題が第一です。そこへ学生が興味を示す、それが第一です。そ

れプラス受け入れ体制ですわな、物理的な体制ですねけども。その研究課題を与えることができない、まだそこまで平群町の役場の中で醸成してないというのは現実やと思います。これはね、やっぱり長い目で見ればもう少し頑張っていて、2年先、3年先になんのかわかりませんがね、そういう一つの研究課題が絞れるように今度とも努力をよろしくお願いしたいと思います。

それと、いましばらく困難な状況でありますけれどもね、今後も連携協定の締結に向けた努力は惜しまずにね、努力惜しまず情報提供を受けることが重要であり、幅広い協力関係を維持すべきと考えますが、その点についてはいかがですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、教育委員会に二つの御質問いただいたと思います。

まずは連携大学以外の大学がふえてると、その要因は何かということやっただと思うんですけれども、要因としましては教育実習でのつながりの御縁でありますとか、先輩とか友人関係の紹介、そしてまた、平群町在住の学生さんが町の広報紙等で学生ボランティアとして入ってくれてるといようなことでの要因でございます。

そして、もう1点は、その他連携大学以外の大学とも協定を締結する予定はあるんですかという御質問だったと思います。現在、現状といたしましては連携協定の締結ということまでは考えておりません。引き続きまして人間関係のつながりでありますとか、友人の紹介の中で進めていきたいと、そしてまた、学校でいろんな経験を積んでいただきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

インターンシップ等の話なんですけど、実際、近畿大学農学部の子、これまで連携の中で町内で活動していただいている学生についてはですね、今年度で言いますと42名の学生の方が連携の中で一緒に農作業等、あるいは商品開発等やっただいております。ただ、卒業後ということになりますと、農学部の学生さん、農家の後継者であったり、あるいは大手食品メーカーだとかそういった農業関連の企業にお勤めになるというようなことがございます。そういうことではなかなか学生の進路の希望とこちら側なかなか、町内にも受け入れられるような企業もそうないということで、おっしゃった三つ目の件については

ですね、そうはなかなかいってないというのが現状です。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、下中議員の再質問にお答えをさせていただきます。

奈良女子大との連携にかかわって今後の情報提供という部分でございますが、大学側からいただく情報というのはやっぱり貴重なものが多いというふうには判断しております。少し前になりますますが私も、地方創生の切り口やったというふうに記憶しておりますが、女子大の記念館でシンポジウムがございまして、そちらのほうでそういうふうな参加もさせていただいて、いろんな意見交換を拝見したようなこともありますし、一定行政としてもためになるようなものでございました。今後もそういうふうな情報提供の受ける機会がございましたら、それには積極的に参加をして情報提供を受けるような形で対応してまいりたいというふうには考えております。

○議長

下中君。

○11番

松村課長ありがとうございます。連携大学以外では、ほとんど自主的にやってきてくれるということで大変心強いと思います。それで、それ以外の協定については今のところ考えていないということで、主力は教育大学、奈良大学ですので、より一層きずなを強くして、両大学についてはね、きずなを強くして、また幅広く連携していただきたいと思います。

それと島野課長、近大との連携について、ちょっと予想外の質問かどうか知りませんが、このインターンシップについてはね、学生はたくさんおんねけど、なかなかここまでもいかないというのが現実なんと思いますので、これは今後とも考えていただいたら結構ですので、よろしくお願いします。

奈良女子大との連携については非常に厳しい中ですが、大浦君が今言ったように、情報提供は十分受けてやっていただきたいと思います。

ちょっとまた蛇足でなるかもしれませんが、奈良女子大の今、学長は今岡先生でございます。今岡先生と物すごく懇意にしている職員もおるというふうに聞いておりますので、その辺もいろいろと十分生かしていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

この件はこれでは結構です。

○議長

それでは、2項目めの答弁に入ります。政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、下中議員 2 項目めの御質問でございます。南都銀行との連携協定についてお答えを申し上げます。

南都銀行との連携協定につきましては、平成 28 年 6 月議会で下中議員からの一般質問を踏まえまして、企業支援や融資、地域経済分析といった専門的な知見を持った金融機関との地方創生に係る連携協定を締結することは本町の地方創生を推進するに意義があることから、平成 28 年 8 月に包括連携協定の締結に至ったところでございます。

まず、御質問の 1 点目でございますが、令和元年度での事業内容についてでございます。

一つ目といたしまして、本町が実施をしております定住促進奨励交付金制度を充実させるために、銀行ホームローンの優遇金利を実施をしております。

二つ目といたしまして、双方の情報交換を念頭に、地方創生に向けた企業との橋渡し役や町の情報発信への協力。

3 点目といたしまして、遊休施設の利活用や空き家の流通、活用などの課題についての意見交換を行ってまいりました。

また、この 4 年間の成果についてでございますが、大きくは今年度の内容と同様でございます。この 3 項目を中心に連携協力をしてきたところでございます。特に銀行が持つさまざまな知見を活用し、うちの町職員でございますが、職員向けの接遇研修や、経済産業省と連携した地域経済分析システムの活用講座の開催をしていただいたところでございます。そのほか特産品や平群ブランドの販路開拓やプロモーション事業の企画提案、町内事業者や起業希望者に対する創業支援についての企画提案、企業とコラボした観光振興事業の企画提案など、主には情報の提供として他の自治体での事例紹介や企画提案をいただいたところでございます。しかしながら、この連携協力によって新たな企業が誘致できたとか町遊休地を活用した民間活力の導入ができたとか目に見えた成果については、残念ながら実績としてはございませんでした。

次に、2 点目の御質問でございます。

次年度以降の連携協力の継続についてでございます。現時点で、事務方の協議におきましては、次年度以降もこの協定を継続することで合意をしております。今後、町として期待するところは経済状況や企業動向の情報、新規事業者の企業情報などの情報収集や、さまざまな業態の企業との関係づくりによる町施策との連携などが考えられますので、連携協定のメリットを町行政に生かすことができるように、さらに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

下中君。

○11番

ありがとうございます。今年度は定住促進の奨励金制度にかかわる問題、また、地方創生に向けた企業の橋渡し役、また、遊休施設の利活用などについては、主に3点について一生懸命やっていた、情報提供もあったと。これは4年間もこのような状態が続いたように私は思います。その間にいろんな会計上の難しい、何ていうのかな、分析ですか、何かありましたし、接遇研修もあったし、いろいろと多方面にわたってそれなりの活動していただいたと思っております。

ただ、最後にちょっといみじくも言われた、実際のところ、西小学校が南都銀行さんのおかげで決まったとか空き家が10軒減ったとかいう目に見えたものがなかったというのが現実ですわな、答弁でも答えられたようにね。それはちょっと残念なところですねけども、それに増していろんな情報提供は必要だということで、ただ、今後、この提携を有効にしていく、また、効果的にしていくのには、何か実のあるものにするという部分が要ると思いますねけども、今後その実のあるものにするには今後どうしていけばいいのか。これ、何か考えておられるのであればお答えを願いたいと思います。

それと、協定はことし3月31日で済みますねけども、事務方としては引き続きやっていくというような申し合わせをされてるように聞いておりますが、それはそのとおりでよろしいですね。それだけよろしく願います。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

下中議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、一つ目のこの協定をいかに実のあるものにするにはどうすればよいかということでの御質問でございます。正直申し上げて大変頭の痛い回答でございます。4年間、この間3年間やってきた経過の中で町向けのいろんな発信というのはしていただきました。ただ、結果としていろんなものが具現化しなかったというのは事実でございます。先ほどの答弁で申し上げたとおりでございます。ただ、これからこれが実になるかどうかというところの今後の可能性という部分でございますが、やはり銀行さんというのは地域経済の一つの核の産業であろうかというふうに思っております。逆に言うたら、南都銀行さんはやっぱり奈良県に地を根差した地方銀行としてこれまで実績も重ねられてお

られますので、奈良県のことをやはり一番よく知っておられる地方銀行さんやというふうに思っております。そういった面じゃ、お互い銀行さんと協議をする中で、県民の皆様、ひいてはやっぱり町民の皆様、平群町民の皆様の何かお役立ちになるような施策をお互い模索をしながら展開できたらいいなというのは、まず思っておるところでございます。

これを具体的にということになるとなかなか、とはいえ、相手さんも企業さんでございますので、なかなかこれはというのがないところでございますが、ただ、前段で申し上げましたことを踏まえて、これから銀行さんともいろんな情報提供をしながら、手を携えて、いろんなことを進めてまいれたらええなど、人間関係も含めてちゃんと情報交換ができるような体制をつくっていったらよいのかなというふうにはまず思っておるところでございます。

次に、継続の部分でございますが、この部分につきましては、基本的には次年度以降も協定を継続するというところで合意をしておりますので、そういった、今後、対応してまいりたいと考えております。

○議 長

下中君。

○11番

実際実のあるものにするには今後どうしていくか、なかなか難しい問題で、銀行と町が持つ互いの力を、英知を結集して何かを見出していくというのが一番かなと思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思ひます。ただ、この連携事業で四つの柱が記されておりますが、この四つの柱を十二分に活用できる、効果が出るように、今後とも頑張りたいと思ひます。

それと、最後にちょっと西脇町長にお伺ひしたいと思ひますが、契約上、本年3月31日で切れるというふうになっておりますが、事務方、今、大浦君、答弁では事務方では合意に至っているということですねけど、町長としてはどのように考えておられるのか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長

はい、町長。

○町 長

それでは、下中議員の質問にお答えさせていただきます。

南都銀行との包括連携協定についてであります。地域をリードする南都銀行が持つ専門的な知見、そして情報やネットワークを生かして、綿密な相互連携のもとに、地域活力の増進、地域経済の発展、さらには町民のサービス向上に向けて引き続き図ってまいりたいと思っております。

○議 長

下中君。

○ 1 1 番

今、西脇町長から力強く、引き続き協定書も守っていくということで言われましたので、今後とも南都銀行さんとお互いがうまく相互利用できて、いい関係であるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わります。

○ 議 長

それでは、下中君の一般質問をこれで終わります。

午後 3 時まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2 時 4 4 分)

再 開 (午後 3 時 0 0 分)

○ 議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○ 議 長

発言番号 1 0 番、議席番号 2 番、長良君の質問を許可いたします。長良君。

○ 2 番

2 日間にわたる一般質問の中で最後をさせていただき順番になりました。どうぞ皆様方にはよろしくお願ひいたします。私の 6 月、9 月、1 2 月、3 月と、この 4 回目の質問、一生懸命考えた中での質問でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。全部で 6 点ございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず 1 番、学校教育の充実についてでございます。私の議員活動の中で最重要課題に学校教育の充実があります。昨年度の一般質問で、6 月議会においては I C T 教育の充実、小中学校の通知書、外国語教育について、9 月議会においては学校における働き方改革についてです。1 2 月議会においては、令和元年 1 1 月 2 7 日の読売新聞の紙面に掲載された政府は全国の小中学校で高速大容量通信の整備をした上で、児童・生徒に 1 人 1 台の学習用パソコンかタブレット端末を無償で配付する方針を固めたという記事について質問させていただきました。どの議会での質問に対しても私の満足のいく答弁をいただき、よい方向に導いていただいているように感じています。この 3 月議会につきましては、前回までの質問を中心に考慮し、私自身の勉強も兼ね、各小中学校、こど

も園に行き、現状をお聞かせ願ひ、今回の質問の参考にさせていただけるように各学校長、園長に時間をとっていただきました。

平群小学校では、奈良県域統合型校務支援システムの導入により子どもたちと向き合う時間がとれるようになったということをお聞かせいただき、南小学校では校区のボランティア活動の方々が子どもたちの気持ちを酌み、お世話をしていただいていることを感じました。北小学校では登下校の問題などをお聞かせいただきました。各小学校での連携もシステムの導入により連携がとれているように感じました。ハード面でも教育環境の充実を図れるように改善されていると言っていました。こども園では、幼保連携型認定こども園としての実情から諸問題が山積しているのではないかと思ひ質問しましたが、今年度は新規採用者を増員し、環境を整えていただいたとのお話を聞き、職員の事を考えていただいているというふうにおっしゃっておられました。

平群町の教育環境はソフト、ハードの面の充実を図るため日々改善されていると感じますが、今年度は日本全国でコロナウイルスの影響から学校運営に多大な問題を抱えることとなりました。生駒郡の各町との歩調を合わせるなど、協調という意味で大変重要と考えますが、平群町独自の取り組み方として大きな問題が発生したときの事例を考えて、時間にゆとりのある施策を考えていくことが平群町で子育てを考えてくださっている方々がふえる要因の一つと感じますが、本町のお考えを聞かせていただきたいです。

続いて2番。特産物のPRについてです。私も平群町議会議員は、令和2年2月10日に農業関係の方々と会議をさせていただきました。平群町の地理的条件を生かし、小菊、ブドウ、バラ、イチゴなど近郊生産地としてさまざまな取り組みを心がけていることを勉強させていただきました。平成27年度農林業センサス、国と県との比較表によりますと、平群町においては若い世代が経営者として比較的多く、後継者や新規就農者もおられるとのことでした。近郊生産地を生かし、個々、個人の能力を發揮し、経営されているように感じました。近年の農業はブランド化や差別化を図り、品目から品種への移行が進み、イチゴでは平群ブランドである古都華などが例に挙げられると思われま

す。行政においては、各品目の応援団としての役割を果たすため、道の駅の活用や補助事業の提案など広域にわたり配慮していただいていると考えますが、今後どのような取り組みを進めていくのか、お聞かせください。

次に、近年の気候変化や地球温暖化により、台風の大型化、豪雨の多発により自然災害が多発しています。平群町においては、災害が多発し、復旧復興に努力していただいておりますことに感謝しております。そこで、全国で災害の多いため池と水利に関する調査、そして、防災・減災についての平群町の方向

性についてお聞かせください。

続いて、3点目、民生委員の活動及び地域の見守りの取り組みについてです。

1番、平群町での民生委員の活動についてです。民生委員の活動についてお伺いします。民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとするとして、各市町村において民生委員を設置され、対応されていると思いますが、どのような活動をされているのかお伺いいたします。

続いて、2番、平群町における地域の見守りの取り組みについてです。私たちが暮らす地域には高齢者や障がいのある方、子育て中の方などが生活しています。近年では地域における人間関係の希薄化や少子・高齢化に伴い、単身高齢者や高齢夫婦世帯の増加など、支援を必要とする方がふえています。そこで、平群町としてひとり暮らしの高齢者などの見守る取り組みをされていると思いますが、どのような取り組みを行っているのか、お聞かせください。

続いて、4番目です。空き家対策についてです。平群町には現在、子育て奮闘中の御家庭や高齢夫妻世帯などあらゆる世帯があります。令和の時代を迎え、多様化される生活体系の中で問題も目立ち始めていると感じております。さまざまな理由で空き家にならざるを得ない状況が目立ち始め、近年の自然環境の変化に耐えがたい状況の家屋が現存していると聞いております。個人情報保護の観点から行政として御指導できる範囲は限定されることは納得できますが、空き家対策として住んでいただけに耐える住居はよいと考えますが、耐えがたい家屋をそのまま放置しておくには危険と感じます。今後このような状況はさまざまな地域で発生する事例と思います。本町の見識をお伺いしたいと思っております。

続いて、5番目です。平群町に合った働き方への支援策についてです。

本町では、奈良県下でも人口減少、少子・高齢化が進んでおり、それに伴って今後は個人所得の住民税収が減少することが危惧されています。個人住民税の減少は町の財政基盤の根幹となるものであることから現状に応じた充実策を図る必要が喫緊の課題であると考えます。東京都ではテレワークなどを活用し、人の流れをうまくできるような仕向け、人口密集地である地域の特性に即した施策を具体化しているように感じております。本町においては、地理的環境から見て、特に奈良県以外の事業所で働いている方が多いのが実情でございます。そこで、高齢化による税収の落ち込みを回避し、誰もが生涯働きやすい環境を行政が住民の皆様方と協調し、連携しながら整備していく必要があると考えます。もちろん、男女共同参画など、働き方改革を考慮したものにしていくべきと私、思っております。現状の施策と今後の展望を聞かせてください。

最後に、令和2年度の予算編成についてであります。これまで私は新しい年度に向けて、これから2年目を迎えられる西脇町長のまちづくりに対する意気込みや決意を尋ねてきたところでございます。これからの平群町の財政見通しを明るいものに導いてほしいと思い、これからの令和2年の行政執行のお考え方をお聞かせください。また、毎年度相当の補正予算を計上し、当初予算から見て、最終的に予算額が大きくなっている年度もあるようですが、令和2年度はなるべく補正予算を組むことなく、予算執行をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

私の質問、最終10番目ですので、大分重複してるところもあると思いますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、長良議員の大きな1項目め、学校教育の充実についてお答えをいたします。

議員の御提案にある平群町で子育てを考えていただける方をふやすという観点から時間にゆとりのある施策をとることですが、教育委員会といたしましても子どもたち自身が時間のゆとりを持って生き生きとした学校生活を送れるようにすることは非常に大切であると考えており、より魅力ある学校教育を目指す中で学校や地域とも連携し、日々創意工夫を重ねて取り組んでいるところがございます。

まず、教員の働き方改革の一環として、教員が子どもたちに向き合う時間を確保できるよう、奈良県が進める統合型校務支援システムの実証研究校に参画し、令和元年度には、全ての小中学校にシステムの導入を図りました。学校現場からは、導入により教職員間の連絡や情報共有は校務支援システムを通じて行い、毎朝の朝礼がなくなり、個々に行っていた校務書類の作成も電子化され、校務に携わる時間の短縮が図られ、その分、教材研究や子どもたちに向き合う時間が持てるようになったとの報告を受けております。

また、子どもたちの健やかな育ちのため学校と地域がともに子どもを育てていくという観点から学校地域パートナーシップ事業や学校支援ボランティア事業を展開し、地域の教育力を向上させる取り組みを行っています。これには、多数の地域の方々やボランティアの方々が、子どもの見守り活動や授業支援のサポート、学校施設の美化清掃、平群小学校で毎年1月に行っている大とんどなど多岐にわたる内容で支援をしていただいております。児童・生徒も地域の方々と触れ合い、一緒になって取り組むことで子どもたち自身が、さまざまな

方々から見守られているという実感を持ち、そのことで安心感やゆとりを持たせることにつながっているのではないかと考えております。

今後もよりよい学校教育、魅力ある学校教育のため、今後も引き続き創意工夫を重ね、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議 長

長良君。

○2 番

御答弁ありがとうございます。

このコロナウイルスで今回3月ずっと、私は4人の子どもを抱える父親として、家に4人ともずっといてるんです。今回、きのう帰りましたら「中学の先生、家来たらしいな」と。「うん、来てくれた」「宿題たくさん用意してくれてんな」「してくれた」「ああ、よかったな」で。また、バラ園で働いてるときにはほかの市町村の学校へ行ってる子どもたちの親の話聞いたときに「もう今度始業式までうちの子、行かへんねん」「でも、通知表どうするの」って聞いたら親が取りに行くんだというふうにおっしゃってました。そういう市町村もあるみたいです。今回この平群小学校、中学校の四つは、また、最終学期に3日間、時間をとっていただいて、先生方も転勤や学年が変わる中で最後のお別れの時間をつくっていただいた。そういうふうな形で教育行政をしていただいている教育委員会の方々にはすごく僕は、私、親として感謝感激であります。どうかほかの市町村と横並びを正とすることなく、平群町の人口減少も、魅力あるまちづくりのためにもどうか教育行政、ますます充実していただけるようによろしくお願いいたします。

私のこの1番の質問はこれで結構です。ありがとうございます。

○議 長

2項目めの答弁に入ります。観光産業課長。

○観光産業課長

それでは2項目めに対して答弁させていただきます。

特産物とPR事業についてですが、まずその中の1点目であります農業のブランド化と差別化を図り、農業者を支援するための今後の取り組みについてですが、議員のおっしゃるとおり、新規就農者、後継者も他市町村に比べ比較的多い傾向にあると思われまます。農業者への支援については国の事業による各種補助金事業が充実しており、産地パワーアップ事業では平成27年度において、JA椿井営農経済センターの花卉集出荷施設の大規模改修工事を実施しております。また、令和2年度については、同事業を活用し、平群いちご研究会がピ

ニールハウス等の増設やハウス内の高設ベンチの設置等の設備投資を行う予定となっております。また、経営体育成支援事業では、7件の小菊農家に対して自動結束機つき重量選別機の導入に対して計1,963万5,000円の補助を実施します。今後も農業者や各種団体から要望があった際は国、県と連携しながら、それらの補助事業の活用を積極的に推進していく所存でございます。

次に、二つ目の農業用ため池の調査及び防災・減災に関する取り組みについてですが、近年の集中豪雨や台風21号災害において農業用ため池が多数決壊し、甚大な被害をもたらしたことを受け、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が令和元年7月1日付で施行されました。これまでは資料がなく不明であった農業用ため池の管理者や所有者及びその連絡先について県への届け出が義務づけられ、災害時に迅速な対応ができる管理連絡体制が整備されました。現在、町内には114カ所の農業用ため池があり、そのうち人家や公共施設などが流域500メートル以内に存在している69カ所に関して、令和元年度において、災害時に決壊した際の影響を判定する調査を実施しました。令和2年度では、危険度が高いため池に関し、ハザードマップを作成して公表することにより住民の防災意識の向上を図りたいと考えております。

また、それに加えて減災を目的として、今年度より町独自の事業として施行された平群町農業用ため池維持管理事業補助金交付要綱に基づき町内10カ所の農業用ため池について、農繁期以外の時期に満水時より3分の2以下の水位を維持していただくよう協定を結んでおり、そのほかに2カ所の農業用ため池については、満水位を簡便な工法で下げる治水対策工事を実施しているところです。これらにより集中豪雨時にも決壊による水害を抑止できるものと考えております。

以上です。

○議長

長良君。

○2番

答弁ありがとうございます。私、農業従事者として、ため池やこの平群町のブランドイチゴの古都華など、いろんな方々のために観光産業課の方々に御苦労願っております。ありがとうございます。また、この中で私どものバラ園でも池が決壊し、水がなくなったら農業できない。地域の基盤産業ができない。そういったときに、すぐさまに対応していただいた行政の方々にすごく、本当に感謝しています。ただ、これから本当に未曾有な災害、すごい予想もしないいろんな激甚災害など起こる可能性があります。どうかいい形で見守っていただき、今回ハザードマップなどいろんな形で行政していただいている、すごくわ

かっております。どうかこれからもいい形で、農業、産学連携、いろんな形で応援してあげてください。どうぞよろしくお願いいたします。

この答弁はこれで結構です。

○議長

3項目めの答弁に入ります。福祉課長。

○福祉課長

それでは、大きな3項目めの民生委員の活動及び地域の見守りの取り組みについての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の民生委員の活動についてですが、民生委員は厚生労働大臣より委嘱をされ、現在、平群町で37名の方々に地域住民の身近な相談や支援者として各地域において活動をしていただいております。活動については、地域の実態を把握するとともに、地域住民の方からの悩みや心配事の相談や社会福祉制度や福祉サービスについての情報をお知らせし、必要な援助を得られるよう行政とのパイプ役をするなど、さまざまな観点から地域福祉の増進に向け活動をしていただいております。また、地域の高齢者等の見守り活動のほか、地域行事や学校行事等へ積極的に参加し、町と連携しながら福祉活動に寄与されており、毎月の定例会では研修会や勉強会など行い、民生委員としての資質向上に努めておられるところでございます。

次に、2点目の地域の見守りの取り組みについてですが、平成30年4月から民生委員と地域から推薦された地域支え合い推進員、現在51名おられますが、そこと連携し、安心見守り事業として、ひとり暮らしの高齢者や見守りが必要である方などに対し、定期的な自宅訪問や電話連絡などにより安否確認や日常生活の相談などを行いながら、住みなれた地域で安心して自立した生活を過ごせるように支援する活動をされております。この安心見守り事業などにより、日々のさりげない気遣いや目配りを行うことで、地域の課題や問題点を早期に発見し、深刻化の未然防止にもつながっております。

以上でございます。

○議長

長良君。

○2番

ありがとうございます。民生委員の方々と地域の支え合い推進員が連携しながら、きめ細かな地域の見守りや支え合いの取り組みを行うことで地域の住民が安心して生活が過ごされていくのがよくわかりました。

私、もともと3人家族だったんです。縁あって平群に今、子ども4人と6人家族なんです。僕は大阪の門真からこの平群の地へ引っ越してきて今あるんで

すが、私の父親も母親もそこで僕を育ててくれた町ですずっと生活をしている。残念ながら3人家族だったもんで父親を独居老人にしてしまいました。だからこういった形の一般質問でさせていただいて、さっき答弁の中で、きのう896人でしたか、ひとり暮らしの高齢者の方々いてると。うちの父親も結局、門真でひとり暮らしだった。

これからも平群町は、どんどんこのままいけば人口減少に歯どめがとまらない。地域にどんどんどん、核家族、ひとり暮らし、ふえていく中でこの民生委員さんの働き、見守りがあってこそ、亡くなられて時間がたってやっと発見できたというよりも、どんどんどんお声がけしていただいて、そうやって安否確認ができる環境充実っていうのは優しさ、愛のぬくもり、一番大事やと僕は思います。その中でもう一つ、平群町の民生委員としてほかに取り組んでおられてる事業があれば教えていただけますか。どうぞよろしくお願いします。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

それでは再質問にお答えさせていただきます。

取り組みの一部ということで紹介させていただきます。されてる事業につきましては、赤ちゃん誕生おめでとう訪問活動、これにつきましては赤ちゃんを出産された方に民生委員さんと町保健師が訪問しまして、赤ちゃんの健康管理の説明とお祝いのプレゼントをされております。あと、薬物乱用防止講演会、これにつきましては中学校3年生を対象に薬物の恐ろしさについて学ぶ講演会を実施をされております。今年度、薬物の実体験者を講師として開催をされております。あと、思春期ふれあい体験学習、これは中学生1年生を対象に赤ちゃんに触れ合うことで命の大切さを学ぶ体験教室を実施されています。そのほか、各小学校の登校時の挨拶運動や下校時の見守り活動のほか、今回のようなコロナ対策にも御協力をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議 長

長良君。

○2 番

ありがとうございます。民生委員の方々の、さまざまな地域活動には本当に感謝しております。これからの活動は少子高齢化社会にとってはますます重要でありますので、今後につきましても平群町の行政の方々と民生委員の方々が今まで以上に連携しながら地域の住民を見守っていただくことをお願いいたし

ます。どうぞよろしくお願ひいたします。

この質問については、これで結構です。ありがとうございます。

○議 長

それでは、4項目めの答弁に入ります。都市建設課長。

○都市建設課長

4項目めについてお答えします。

適正な管理がなされず、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている空き家につきましては、平群町空き家等の適正管理に関する条例に基づき対応しているところですが、今年度は2月末現在で35件、住民からの情報提供を受け、実態調査の上、所有者等に適正管理の依頼をいたしました。主な内容は、樹木、雑草の繁茂、屋根の一部破損、軒下の一部破損、塀の亀裂や破損その他、蜂の巣等となっています。現在そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険な状態となるおそれのあるなど特定空き家としての認定はございません。特定空き家の認定となれば所有者等に対し、指導、勧告、命令といった行政手続を追っていくこととなります。

本町の空き家は平成26年3月調べ、534戸であり、空き家化の予防、住まいの適正管理に向けて、年1回空き家セミナーや、空き家バンク制度を実施しています。現在、空き家バンク登録物件数は5件、利用登録が12件となっています。ことし2月に1件の売買契約が成立しました。いずれにしても、適正に管理がなされていない空き家につきましては、自治会からの情報等もお聞きしながら、所有者に対し随時適正管理を呼びかけているところでございます。今後も空き家化の予防、適正化に向けた意識啓発活動を広報紙やホームページなどで周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

長良君。

○2 番

答弁どうもありがとうございます。

平群町の場合はいろんな角度から物事を鑑みて、空き家や子ども、環境、充実していかないといけないと。いろんな策を練りながらね、この空き家対策していただかないといけないと感じております。どうか定期的にね、お手紙を送って通知する、これも行政の手法の一つだと考えますが、もう1点だけ再質問させてください。定期的に催促、督促、こういうふうな状況で改善をお願いしたいというふうにしていただくのはありがたいんですけども、やはりそこからもう一步踏み込むまでどれぐらい待てばいいんでしょうか。でないと、

この日本の四季を通じて、これからたくさん的大雨、災害、台風、さきの答弁の中で屋根が飛んでる、その状況で近隣の住んでらっしゃる方も不安なんです。そういった観点から、年に1回と言わず2度3度と聞いていただけるように施策を打ち直していただけるかどうか、答弁お願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

私、先ほど申しました指導監督命令といった行政手続を追っていくというのは、これ、特定空き家としての認定が必要になってまいります。これ、私、簡単に申し上げましたが、特定空き家の認定となればそれなりの手続を追っていかないといけませんので、非常に時間を要することになってまいります。

今、行ってるのは特定空き家までは至っていないと。主に、先ほど35件と件数申し上げましたが、樹木、雑草の繁茂が35件のほとんどでございまして、屋根の一部破損や軒下の破損というのもございます。ただ、そういった近隣住民に迷惑のかかっている家につきましてはですね、連絡を受けて、そして、町内におられない方がほとんどですので、まずは住所等を法に基づいて、税務課に照会をかけて相手さんの住所を知ると。ほんで、そこへ通知を出している。通知を出して改善するように案内しております。それで、あわせてですね、シルバー人材センターもそこに連絡先も入れておりますので、草刈りでしたらシルバー人材センターを案内していると、そういった状況です。そういったところで周知をしてるんですが、そこで、シルバーも手いっぱい、ちょっと日数がかかるということで一定期間は設けております。それで、まだ対応されていないようであれば、町の担当のほうも連絡を受けた空き家のほうは逐次、巡回してみているので、まだできてないようであれば再度お願いしていると、こういった状況でございます。

ただ、全てが全てきれいに改善できているかといえばできていないのが現状でございます。連絡しても音沙汰ないとか、していただけていないというところもございます。そういったところは町としても課題に思っておりますが、個人の財産、個人の情報ということで踏み込めないというのがなかなか難しいところございまして、今後ですね、その家がよっぽどひどく、近隣に迷惑かけるとなればですね、先ほど言いました特定空き家という認定のほうに移行してですね、それは行政手続に基づいてしかるべき対応をしていきたいと、このように考えております。

○議長

長良君。

○ 2 番

どうもありがとうございます。それぞれの財産ですので、行政が介入する限度はあるのは承知しております。どうか、これからいろんな状況の家、発生していくと思いますので、平群町は平群町の形の基本を守りつつ、我々の、住民の生活を守れるように、申しわけないですけども努力よろしくお願いいたします。

この質問はこれで結構です。ありがとうございます。

○ 議 長

5 項目めの答弁に入ります。政策推進課長。

○ 政策推進課長

それでは、長良議員の御質問の 5 点目でございます。平群町に合った働き方への支援策についてお答えを申し上げます。

本町におきましては、人口減少と地域経済の縮小、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指しまして、平成 27 年度を初年度とした平群町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、5 カ年の計画期間における目標設定と具体的な施策を定め、取り組みを進めているところでございます。その中で平群町に合った働き方については、基本目標として新たな雇用と交流をつくと位置づけております。具体的には、1 点目といたしまして、平群にふさわしい企業誘致と産業振興、2 点目といたしまして、農業の新たなビジネスモデルの創出、3 点目といたしまして、若者の起業支援、4 点目といたしまして、女性が働きやすい環境づくり、5 点目といたしまして、高齢者の就労支援、6 点目といたしまして、観光振興の推進の、以上六つの基本方針で各施策に取り組んでいるところでございます。

議員よりお述べいただきました少子・高齢化による税収の減少や人口減少は基礎自治体としての存続に大きな危機感となっております。町内に大きな雇用環境がない本町にとっては多様な働き方への支援策は必要なこととあります。しかしながら、町行政だけの取り組みには限界がございますが、男女共同参画社会の実現に向けて住民の皆様、企業に対する啓発活動や、町行政として働き場の提供に関する積極的な情報提供、町内企業におけるワークライフバランスの推進に向けての意識づけなど、町内の関係機関や企業などと連携し、平群町に合った働きやすい環境整備に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○ 議 長

長良君。

○ 2 番

ありがとうございます。平群町の地域的な、地理的な環境や農業など、活発な町特産品など、さまざまな特性を生かして平群のブランド化、いろんな形でPRしながら実際に働いておられる方との協調や連携など考慮した上で、これからも引き続き鋭意努力お願いいたします。

この質問はこれで結構です。ありがとうございます。

○議 長

6項目めの答弁に入ります。政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、長良議員御質問の6点目でございます。令和2年度の予算編成につきまして、お答えを申し上げます。

町制50周年を迎える令和2年度予算につきましては、土地開発公社の清算や平群駅周辺整備事業の推進、その他公共施設整備のために発行した地方債の償還によって公債費が高どまりしていることや、扶助費等の増加により義務的経費が上昇する半面、少子・高齢化により町税収入が減少していることなど厳しい財政状況を踏まえ、令和2年度の予算編成方針におきましては、一つといたしまして、予算編成時の未確定財源の計上を回避する、二つ目といたしまして、第2次財政健全化計画の取り組み事項を確実に反映する。3点目といたしまして、骨格予算と政策予算を意識した予算編成をするという、三つのことを前提条件といたしまして予算編成作業を行ってまいりました。

課長以下全ての職員が何とか当初予算から赤字予算となる未確定財源の計上回避することを目標に、最大限の努力をし、予算編成を行ったところでございますが、結果として約2億1,300万の未確定財源を計上したことは非常に残念に思っているところでございます。このような厳しい内容の当初予算であることから、議員がお述べのように、極力年度途中での補正予算を組まないためにも、計画的かつ執行段階で内容をしっかり精査した予算執行に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

長良君。

○2 番

ありがとうございます。最後に、新しい年度に向けて、これから2年目を迎えられる西脇町長のまちづくりに対する意気込みや決意をお願いできますでしょうか。どうぞよろしく申し上げます。

○議 長

町 長。

○町 長

それでは、長良議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和2年度の予算編成並びに予算執行について、私のほうから基本的な考え方を申し上げます。令和2年度は町政施行50周年を迎える節目の年であります。その当初予算については、現在、厳しい財政状況や少子・高齢化、そして人口減少など、町が直面する課題に対して限られた財源の中でいかに町民の皆様の期待にお応えできるかを考えて予算編成を行ってまいりました。また、それぞれの予算配分につきましては、住民の負担を求めることなく、現行の行政サービスを維持することを大前提に、平群町の基幹産業である農業を初めとした産業振興や子育て支援、教育環境の充実、防災・減災の取り組み、高齢者の生きがいづくり、若い世代の定住化など、これまでに実施してきたさまざまな施策を継承しつつ、町のさらなる振興発展のための思いを込めたものであります。また、予算執行においては、さらなる行政改革に力を尽くし、限られた予算を精査し、効率的に執行してまいる所存であります。山積する行政課題を解決してまいりたいと考えております。その上で町財政の立て直しを図り、住民の皆様が笑顔になるまちづくりを実現するように取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長

長良君。

○2 番

どうもありがとうございます、町長。

私、最後に、今回3月期予算委員として座らせていただき、予算審議を勉強させていただきました。一般会計、特別会計を総括して、総務防災課から各課まで全て一生懸命各自予算をつけて、されてるんだなとよくわかりました。住民サービスの充実、あらゆる施策している中で住んでいただいている住民の方々に御満足していただけるように情報を発信し、平群町以外に住んでいらっしゃる方々にアピールして、新しい施策を打ちながら、人口、税収を下げないプロジェクトを結成していくことが平群町の預かる予算の充実した活用につながるのではないのだろうかと僕は今回感じました。

どうか4月1日から始まる予算執行に向けて、一生懸命、我々もいろんな形で発信していきますので、どうかよろしく願いいたします。

私の一般質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議 長

それでは、長良君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 3 時 4 3 分)